

CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS

弁護士法人
中央総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289
東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目1番7号 NBF日比谷ビル11階
電話 03-3539-1877(代表) / ファクシミリ 03-3539-1878
京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
電話 075-257-7411(代表) / ファクシミリ 075-257-7433

<http://www.clo.jp>

2015 新春号

2015年 1月発行 第77号



ご挨拶

新年明けましておめでとうございます。

衆議院選挙も終わり、新年度からは政局に煩わされることなく、日本経済と国民生活の将来のため、誤りなき政策の実行に専一することが期待されます。当事務所も所員一同、クライアントの皆様の期待に応えるため更なる研鑽を積んで参りたいと存じます。

なお、本年1月から、平山浩一郎弁護士と古川純平弁護士が当事務所の社員弁護士パートナーに就任し、事務所の運営に参画することになりました。また、この度司法研修所を修了しました新進気鋭の大口敬弁護士、浜田将裕弁護士を当事務所に迎えました。6頁に両弁護士の自己紹介と挨拶を掲載しておりますので、ご覧いただければ幸いです。本年も倍旧のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

会長弁護士 中 務 嗣治郎



この写真は孫娘の悠が昨年満20歳になり、お祝い会を開催した際の私たち夫婦とのスナップです。

パートナー就任のご挨拶



弁護士 平 山 浩一郎

本年1月より、当事務所のパートナーに就任し、事務所経営の一端を担うこととなりました。

平成19年9月に弁護士登録してから本日に至るまでの間、若手弁護士としての私を温かく見守ってくださったクライアントの皆さま、そして弁護士としてのイロハをたたき込んでくださった事務所内外の諸先輩方には、この場をお借りして改めてお礼申し上げます。

今後もクライアントの皆さまのお役に立つことができるよう、これまで以上に努力を惜まず研鑽を重ねる所存ですので、今後とも変わらぬご指導ご鞭撻のほど、何卒よろしく願いいたします。



弁護士 古 川 純 平

本年1月1日より当事務所の社員(パートナー) 弁護士に就任いたしました。入所以来、多種多様な案件に携わることができ、今日まで弁護士としてかけがえのない経験をさせていただいた結果、この度パートナーに就任することになったと考えております。これもひとえにクライアントの皆様から過分のご厚情をいただいた賜物と、心より感謝しております。

もともと、まだまだ若輩者であり、パートナー就任がゴールではなく、新たなスタートだと考えております。

パートナーとして事務所を背負う覚悟を持ち、クライアントの皆様には、より一層ご満足のいただけるリーガルサービスをご提供できるよう今後も精進していく所存ですので、ご指導ご鞭撻の程よろしく願いいたします。

謹賀新年

旧年中は大変お世話になり、有難うございました。本年も所員一同「至誠」を心掛け職務に当たる所存でございます。よろしくお願ひ致します。



弁護士 岩城 本臣

古希の集いが昨年今年と続きます。これまでは将来を語る時夢が中心でしたが、古希になると、明日は?しかし、弁護士生活40年、弁護士は見えない社会現象を察知して明日に向けての指針を示す「リーダーであるとともにナビゲーターであれ」との気持ちで取り組んできました。貪欲な私ですから、古希を迎えても、明日に向かう姿勢を忘れずに進みます。(夏に知床岬沖合をクルージングしました。)



弁護士 森 真二

近時の経済の変革・発展には眼を見張らされるものがありますが、他方政治の世界はどうなっているのでしょうか。国政選挙での「違憲状態」はいつまで続くのでしょうか。(写真は、シンガポールでの一コマ)



弁護士 村野 讓二

最近、職場の中で、社会問題にもなっている二つの事象があります。メンタルヘルス(心の健康)問題とパワーハラスメントです。この二つが企業の労務管理の重要課題となっており、それに関連する労働紛争も増加しています。



弁護士 加藤 幸江

昨年は大阪家事調停協会会長として、東京、広島、神戸での全国規模の調停委員大会や、最高裁判所で開催された会議に参加したりと、忙しく楽しい経験をしました。(写真は、8月のシドニーです。)



弁護士 安保 智勇

本年はGlobalawのアジア地域総会が当事務所をホスト事務所として開催され、アジアを含む諸外国の弁護士を東京にお招きする予定です。依頼者の方々にもお役に立てるセミナー等を企画しておりますので、是非ご参加ください。



弁護士 中光 弘

リーガルサービスは、内容、手順とタイミングが整わなければならず、プレッシャーを感じるがありますが、大変やりがいも感じております。今年も、最良のリーガルサービスを提供できるよう頑張りたいと思います。



弁護士 中務 正裕

写真は、サンテミリオン・サマーフェスで、ボルドーの醸造家の篠原麗雄さんと飲んでいるところです。ワイン好きが高じ、ソムリエ協会のワイン・エキスパート資格をとりました。職種を超えていろんな人たちと知り合えるのがなにより楽しみです。法律のエキスパートとして、今年も皆さんのお役に立ちたいと思っています!



弁護士 中務 尚子

今年は体力の維持のために何か始めたいなあと考えています。お勧めがありましたら教えてください。元気にハツラツとやっていきますので変わらぬご厚情をよろしくお願いいたします。写真は、ボルドーのカメ(よく見ると葡萄を食べています!)と一緒に。



弁護士 村上 創

昨年は、定期的に運動をしようとして新年に誓ったものの、実現されないままあっという間に1年が過ぎました。今年こそは必ず実現させます。まずは、水泳部の長男と一緒に泳いでみようかと考えています。自由形と平泳ぎはまだまだ負けないと思うのですが、果たして。



弁護士 小林 章博

皆様からご相談いただく案件を、一步一步、着実、丁寧に取り組んで、皆様とともに素晴らしい頂上を目指したいと思います。本年もどうぞよろしくお願ひします。(写真は伊吹山山頂にて。京都事務所だよりも大文字山や愛宕山の話を取り上げたことがありますが、最近、近郊の山に登っています。)



弁護士 錦野 裕宗

～国鉄ケ90形蒸気機関車と、リニア・鉄道館にて～
本年も、クライアントの皆様の課題に、法的観点から論理のレールを敷き、その上を共に邁進する所存です。一つ一つの案件に全力で取り組みます!!



弁護士 鈴木 秋夫

去年はフルマラソンを2本走り、サブ4(4時間切り)を達成しました。沿道からの声援を聞くと、不思議と走る力が湧いてきます。今年も、弁護士としての仕事を通じて、依頼者の方に大きな力を与えられるよう努力していく所存です。



弁護士 藤井 康弘

昨年は、フォーラムや顧問会社等におきまして、講演する機会を多数頂きました。内容もさることながら、話し方なども重要で、自分を磨く良い機会となります。緊張もするのですが、最近では楽しめる余裕も若干出てきました。今年も、一年よろしくお願ひいたします。



弁護士 國吉 雅男

金融庁から事務所に復帰して早や1年が経ちました。昨年はいわば「リハビリ」期間でしたが、本年度は、本格的に弁護士業務へ邁進する勝負の年と心掛けておりますので、皆様からのご依頼、ご相談をお待ち申し上げます。(写真は、所内ゴルフ大会の様です。)



弁護士 瀧川 佳昌

本年はいよいよ民法改正が行われる予定です。我々の仕事において民法を使わない日はないという基本法の改正であり、依頼者の皆様にとっても重要な関心事だと思います。依頼者の皆様に正確かつ迅速に民法改正の対応が出来ますよう引き続き研鑽していきたいと思ひます。本年もよろしくお願ひします。



弁護士 吉田 伸哉

未年にふさわしく、皆様に平穏と幸せが訪れる年となりますよう祈願しております。弁護士として、的確かつ迅速なリーガルサービスの提供を継続しつつ、一騎当千を目指し自己研鑽して参ります。



弁護士 平山 浩一郎

弁護士になり7年が経過しました。前職である銀行には6年9か月勤務しておりましたので、ようやくその期間を超えたこととなります。弁護士になったときの新鮮な気持ちを思い起こします。向上心に満ちあふれたそのときの気持ちを大切にして、今年もより一層クライアントの皆さまのニーズに的確に対応できるよう努めて参ります。



弁護士 古川 純平

昨年9月から、ダイエットをかねてジョギングを始めました(写真はダイエット前です)。ダイエット完了後も、諸般の事情で続けておりますが、折角ですので、今年はどこかのマラソン大会に出場したいと思ひます。



弁護士 松本 久美子

弁護士となり8回目の新年を迎えました。毎年振り返ると1年あっという間だったと感じますが特に昨年は日々の大切さを実感した年でした。今年1月1日、1つ1つの仕事を大切に業務に邁進して参りたいと思ひます。



弁護士 稲田 行祐

昨年10月に2年4か月に渡る海外留学から帰国しました。(特にロンドンでは)自分の力不足を実感しましたが、これをバネに今年も頑張ります。海外留学中もクライアントの皆様にはいろいろな形で本当にお世話になりました。この御恩は必ずお返し致します。



弁護士 山田 晃久

4歳の長男はひらがなを全て書けるようになり、2歳の次男は年上の幼稚園児に交ざって遊んでいます。子供の成長には本当に驚かされます。私も日々研究と実践を積んで成長し続けたいと思ひます。



弁護士 柿平 宏明

昨年はあっという間に過ぎて行って、何をしたかがおぼろげなのですが、今年もあっという間に過ぎて、みなさんの記憶に残るようにしたいと思ひます。そして、お待ちかねの美人過ぎる嫁の写真掲載の許可が...やっぱり出ない!

謹賀新年

旧年中は大変お世話になり、有難うございました。本年も所員一同「至誠」を心掛け職務に当たる所存でございます。よろしくお願い致します。



弁護士 赤崎 雄作

初めての海外生活で日本を外から見て、改めて日本のすばらしさを実感するとともに日本のさらなる発展に少しでも貢献したいという思いを強くしております。帰国後は日本経済を支えるクライアントの皆様にご貢献できるよう、経験を積み、感性を磨いてまいりたいと思います。



弁護士 鍛冶 雄一

弁護士となって早くも5年目の新年を迎えました。日々、様々な方々と出会う中で新たな気づきをいただいております。今年も、一日一日研鑽を重ね、皆様に最適なりーガルサービスを提供できるよう取り組んで参ります。



弁護士 角野 佑子

昨年は自然を満喫しようと知床に行きましたところ、野生の熊に遭遇し心臓が止まりそうになりました。早いもので弁護士7年目に入りました。振り返れば、昨年は、特にクライアントの皆様から頂くご相談・ご依頼の事件を通して自分自身も成長させて頂いていることを実感感謝する1年でした。自分自身のりーガルサービスにさらなる磨きをかけ、皆様にお返ししていきたいと思っております。



弁護士 下西 祥平

4年間大変お世話になりました。心機一転5年目を迎えます。今年で30歳になるのですが、論語によれば「三十にして立」つべき時が来ました。組織の中では難しいこともありますが、自らの志や信念を突き通せる力を身につけたいと思っております。



弁護士 太田 浩之

常に挑戦し続けることは、自らを慣れない場所に置くことでもあり、それは難しく、辛く、簡単なことではないけれども、非常に楽しいことでもあります。今年も新しい挑戦がたくさんある一年にしようと思っております。



弁護士 高橋 瑛輝

弁護士4年目を迎えます。これまで丸3年間を弁護士として過ごしてきたことになり、「石の上にも三年」「桃栗三年…」などと言われるように、何か一区切りついたような気にもなりますが、ふと顔を上げてみると、まだまだ自分の前には大海原が広がっていることに気付かされます。今年はそのような案件に出会い、どれだけの成長ができるかと期待しつつ、荒波にも負けず、引き続き尽力して参ります。本年もどうぞ宜しくお願い致します。



弁護士 中村 健三

ひつじ年を迎えました。羊と言えば、羊頭を掲げて狗肉を売るような偽装表示問題が相次いだことを受け、改正景品表示法によって課徴金制度が導入されます。競争が激化している弁護士業界にとっても他人事ではありません。私も、クライアントの皆様に対して、常にご満足いただける「羊肉」を提供できるように気を引き締め直したいと思います。



弁護士 岩城 方臣

気がつけばあっという間に弁護士3年目を迎えますが、貪欲に知識を吸収し経験を積み重ねていくことと、ふと立ち止まって全体を俯瞰してみることの両方の大切さを痛感しております。今年も向上心と平常心を忘れずに研鑽を積んでまいりたいと思っております。(写真は、豪雨が止んだ後のコロッセオです。)



弁護士 大平 修司

昨年の東京事務所は、人員の増加により活気が増し、また、M&A関係の案件のご依頼を多くご依頼いただくなどポジティブな変化を感じる事が多い一年でした。本年も、この流れに乗り、より成長してゆきたいと思っております。



弁護士 大澤 武史

弁護士となって3年目を迎えました。今年もクライアントの皆様をはじめとしたさまざまな方々との出会いを大切に、より多くのことを吸収させていただき、弁護士としての礎を盤石なものにしていきたいと思っております。



弁護士 本行 克哉

弁護士になってから2年が経ちました。昨年を振り返って見ると、さまざまな分野の案件を担当させていただき、弁護士としての未熟さを痛感するばかりですが、本年は少し欲張って主要取扱分野の研鑽にも励みたいと考えております。また、事務所の外では、昨年1年間、弁護士会の会派のゴルフ会幹事を務めさせていただきましたので、機会がございましたら、皆様と是非ゴルフをご一緒させていただければと思います。本年もご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。



弁護士 佐々木 裕介

時が経つのは早いもので、弁護士2年目がスタートします。昨年は、新米弁護士また新社会人としても多くを学ぶ年となりました。今年も一歩一歩進んで参る所存ですので、お気軽にご相談いただければ幸いです。



弁護士 山本 一貴

弁護士としてスタートした1年間は日々ぶち当たる壁も多く、反省をしながらも、貴重な経験を自分のものにする好機と意識して参りました。この意識を怠らず、弁護士2年目はより柔軟に皆様の役に立てよう取り組んで参ります。本年も宜しくお祈り致します。



弁護士 西中 宇紘

昨年は、弁護士としての第一歩を踏み出す一年であり、公私ともに多くのことを学ぶことができました。昨年得た知識と経験を踏まえて、今年は仕事もプライベートもさらに充実した1年となるように頑張ります!



外国法事務弁護士 アダム・ニューハウス

As we say good bye to the Old Year, I feel that we have advanced a few more steps, ready to serve clients better in the New Year. Some lawyers came back from, some departed for overseas assignments. The firm has shown that it can be trusted to handle many multi-jurisdictional assignments. Our global reach has further expanded. May the New Year allow for our growing expertise to translate into still greater benefits to our clients.



外国法事務弁護士 マイケル・カミレリ

In my three years in Osaka, I have often been asked why I moved here. To me the answer seems obvious. In a globalized age, the whole world is an opportunity. I'm grateful so many in Japan recognize this and in 2014 I want to continue helping our clients achieve their own international ambitions.



弁護士 川口 富男

傘寿に達しました。これからは、フランスのモラリストの掣(ひそみ)に倣い、事柄の本質をつく箴言(しんげん)風の短い言葉を模索できればと思っています。それができれば、世相や事件の筋を掴み取り、人のここに入り込む、最短の路が得られるはずなのです。



弁護士 森本 滋

今年の5月から、改正会社法が施行される予定です。経営機構について関心が高まっていますが、子会社管理や組織再編制度についても重要な改正がされています。会社法の専門家として、適切なアドバイスができればと思っています。



弁護士 吉岡 伸一

週末も仕事をしていることが多い中、たまにふらりと美術館や博物館に行き、リフレッシュしています。写真は昨年5月に神戸市立博物館に「北斎」を見に行ったときのものです。一昨年、還暦を迎えましたが、気分一新、頑張っています。



法務部長 寺本 栄

私は、この事務所で約30年間勤務させていただいていますが、長年蓄積した経験を事務所の日常業務のカイゼンに生かすように心がけながら、同時に、経験に慢心することなく新たな気持ちで学習しながら、これからも仕事に励みたいと思っております。



法務部長 角口 猛

私の仕事の基本は、誠実に迅速に正確にです。本年は、常日頃の自己研鑽を怠ることなくより一層努力し、更なる飛躍を目指したいと決意を強くしております。本年も、皆様にご満足いただき、ご納得いただける仕事ができるよう心を新たに頑張ります。



法務部長 野草 弘嗣

皆様のニーズにお応えできるよう自己研鑽に努め、皆様にご満足いただけるよう、誠心誠意取り組んでいく所存ですので、本年もどうぞよろしくお願い致します。

入所のご挨拶



弁護士
大口 敬
(おおぐち・たかし)

<学歴>
・私立聖光学院高等学校
・京都大学法学部
・慶應義塾大学法科大学院

<経歴>
2014年12月
最高裁判所司法研修所修了
(67期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所
所入所

初めまして。この度、中央総合法律事務所の一員として執務をさせていただくこととなりました、大口敬と申します。

“Everything’s gonna be alright”これは私の愛する、世界で最も有名な音楽家の歌詞です。自分を頼ってくれる人の抱える不安を和らげることのできる人間になりたいと思ひ、私は法律家を目指しました。この度、弁護士としてのスタートラインに立てたことに胸が熱くなるとともに、その職責の重大さに身の引き締まる思いがいたします。しかし、第一歩を踏み出したばかりの今の私では、まだまだ無力さを自覚せざるをえません。日々研鑽と経験を積み重ね、一つ一つの案件を誠実に全力を尽くし、皆様に安心感をもたらす法律家となることをお約束いたします。

科学技術は急激な勢いで進歩し、国内や世界全体の社会構造、日本と海外との関係も10年前とは大きく異なり、複雑化の一途を辿っております。合わせて法制度も変化が進められておりますが、技術や社会の変化に対して、法律というものは後手後手になってしまうくらいがあり、法律を扱う法律家も、とすればこれらの変化から一歩遅れてしまっているのではないかと危惧しております。法的知識にとどまらずに常に最新の情報を更新するとともに、変化への柔軟性を身につけることが皆様のニーズに答えることとなるものと考えております。そして、めまぐるしく変化する社会において、法律ではカバーしきれないニーズをも掘り取り知恵を絞っていくのが、実務家としての重要な役割と考えております。何が皆様にとって最高のサービスとなるのかを常に問いかけ、アンテナを張り巡らせ、的確かつ迅速な対応が出来るよう鋭意努力していく所存です。

皆様の期待に添えるよう力を尽くして参りますので、ご指導ご鞭撻のほど何卒よろしくお願い申し上げます。



弁護士
浜田 将裕
(はまだ・まさひろ)

<学歴>
・石川県立羽咋高等学校
・関西大学法学部
・京都大学法科大学院

<経歴>
2014年12月
最高裁判所司法研修所修了
(67期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所
所入所

この度、当事務所の一員として執務することになりました浜田将裕と申します。

小学校から高校までは野球少年でした。高校野球部では主将を任せられ、県大会ベスト4進出などの貴重な経験をさせていただきました。「良いことをすれば、良いことがある」。野球を通して大切なことを教えて下さった監督の言葉を胸に、社会で多くの方々や接し、多くの「良いこと」をもたらせる仕事に就きたいと考え、弁護士を志しました。

昨年の司法修習では裁判官や弁護士の仕事をこの目で見て、事件を解決することの難しさや自らの至らなさを痛感しつつも、法律家は名誉ある仕事であると実感しました。

さて、我が国の法制度は大きな転換局面を迎えています。注目されるのが民法改正です。明治29年の制定以来、契約ルールに関する抜本的な改正は行われませんでした。数年内にもその改正が行われる見込みです。判例、学説の120年分の蓄積を踏まえて国民一般にとって分かり易い民法に整備することが主な狙いですが、グローバル経済においてあるべきルールを諸外国に示すとともに、多数の日本企業が活躍している東アジア等への法整備支援の一層の拡充も視野に入れられています。

また、昨年改正された会社法は本年5月1日に施行される予定で、金融庁及び東証による企業統治指針の策定作業も進行中です。いずれもジャパンパッシング問題に対処すべく、社外取締役を中心とした実効的かつ透明性のある企業統治をアピールし、諸外国からの一層の投資を呼び込む狙いがあります。

いつの時代も法制度やその背景にある社会の意識は変化していくものですが、とりわけ今日は大きな転換局面にあります。いま弁護士に求められるのは、社会の意識とニーズを的確に汲み取り、依頼者様に対して、法制度の精確な理解に裏打ちされた適切なサービスを提供することです。

未熟者ではございますが、皆様のご期待にお応えできるよう精進して参りますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



弁護士
赤崎 雄作
(あかさき・ゆうさく)

<出身大学>
東京大学法学部
京都大学法科大学院

<経歴>
2008年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新61期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所
所入所

<取扱業務>
民事法務、商事法務
会社法務、家事相続法務

留学報告

留学報告

1 はじめに

昨年の8月より、カリフォルニア大学ロサンゼルス校(UCLA)のロースクールに留学しております。この留学においては、一般的なビジネス関連法務のほか、特にベンチャー企業支援に関連する法務や実務を学びたいと考えております。

改めて私の留学をご理解・お許しいただいたクライアントの皆様方には御礼申し上げます。

2 ロースクール

UCLAのロースクールは、主としてJDという3年間のプログラムと、LLMという1年間のプログラムで構成されています。私が参加しているのはLLMプログラムで、その中でもBusiness Specialization (Securities Regulation Track)という専門コースを履修しております。JDが日本のロースクールに相当するプログラムですが、必ずしも法曹実務家を志す者だけでなく、自ら起業を考えている者も多数通っており、日本のロースクールとは若干位置づけが異なっているように思います。

ロースクールでの授業は、基本的にJDとLLMの分け隔てなく行われます。秋学期には、契約法、法曹倫理といった基礎科目のほか、会社法、税法などビジネス関連法務に必須の科目を履修しております。各科目共に非常に興味深いのですが、ここでは特に税法について触れたいと思います。私が選択しているのはアメリカの所得税の基礎を学ぶ授業で、所得税に関しては法律と規則が整備されているのですが、単にそれらを事実にあてはめるだけでなく、なぜそのような規律が整備されているのか、その背景にある考え方を議論することに授業時間の多くが割かれます。その議論は、教授が生徒を指名して発言をさせ、教授と生徒の会話をベースに進められるため、まさにアメリカのロースクールの授業に参加していることを実感できます。

春学期には、証券取引法、ベンチャー法関連のセミナーやヘルスケア関連法など、より専門的な授業を履修する予定にしております。

授業は、いわゆるソクラテスメソッド¹と言われる形式でなされることが多いと聞いていたのですが、私が選択した科目に限って言えば、上記の税法の授業のほかは、必ずしもそうではありません。ただ、授業に臨むにあたって要求されるリーディ

弁護士 赤崎 雄作

ングの量は膨大で、時に100頁の文献を読んで準備をしなければならないこともあります。一読しただけでは意味を理解できないことも多々あり、授業の直前までリーディングをしなければならないという日が続いています。

3 ロサンゼルスでの生活

UCLAのキャンパスから無料のシャトルバスを使って15分ほどのところに居を構えています。ロサンゼルスと聞くと治安の悪さを思い浮かべられるかもしれませんが、UCLA周辺は非常に治安のよい地域で、日常生活の中で危険を感じたことは今のところありません。また、日本食スーパー／レストランも充実しており、日常生活に支障はありません。

毎朝8時ころから夜7時ころまで、授業時間以外は図書館にこもって授業の予習をするという生活を送っています。春学期には、セミナー形式の授業を選択しているため、授業に向けてグループワークをしたりするなど、少しこの生活が変化するのではないかと考えています。

ロサンゼルスには観光スポットが多数あり、週末には家族と一緒に時間を過ごすようにしています。日本ではそのような時間をあまり持てなかったため、非常に貴重です。

4 ロースクール外のイベント

ロースクール外でのイベントにもできる限り積極的に参加するようにしています。

9月の初めにAPABA²という団体の主催するイベントに参加しました。APABAはアジア太平洋地域に関心のある現地の弁護士の団体で、アジア諸国の二世の弁護士や、アジア地域にクライアントを抱える弁護士などが主要メンバーです。このイベントで知り合った弁護士が、かつて日本で働いていたこともあったことから意気投合し、定期的に意見交換をすることにしています。

また、'Silicon Beach Young Professionals' というgoogle主催のスタートアップ関係者向けネットワークイベントが定期的に開催されており、できる限り参加するようにしています。日本でもスタートアップ関係者向けのイベントが頻りに開催されるようになっておりますが、ロサンゼルスでもスタートアップ熱が高まっているようです。

さらに、ロースクールの授業とは別に、学内でAC&C³というプログラムを履修しております。これは主として留学生がアメリカのカルチャーを学ぶためのものですが、ロースクールの授業と比べ少人数で話す機会が多いため、スピーキングの練習として利用しています。他学部の学生と話す機会はあまりないのでとても刺激になります。

その他、UCLAの経営大学院や公共政策大学院に通う日本人留学生とも定期的に交流をしております。留学しなければ交流することはなかったと考え、これら一つ一つの出会いに感謝せざるを得ません。

- 1 教授が生徒に質問をして発言させ、教授と生徒とのやり取りをベースに授業を進める方法。
- 2 Asian Pacific American Bar Association
- 3 American Culture and Communication



ロースクール正面玄関
UCLAのキャンパスはレンガ調の建物で統一されており、非常に美しいです。



弁護士
太田 浩之
(おおた・ひろゆき)

〈出身大学〉
慶應義塾大学法学部
神戸大学法科大学院

〈経歴〉
2009年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新62期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

留学だより 留学報告書

2013年7月にアメリカでの留学のために大阪を発ってから約1年4ヶ月が過ぎました。この間、コロンビア大学ロースクールで学び、ニューヨークの司法試験に挑戦し、シンガポールの法律事務所での研修を開始しました。シンガポールの法律事務所でもミャンマー法務を担当する部署に所属しているため、定期的にミャンマーに出張しています。

1 コロンビア大学ロースクールでの日々

コロンビア大学ロースクールでの日々は、新しいことに接する新鮮さと、気づかなかったことに気づく発見に満ちた生活でした。

私は、これまで日本企業のアジア進出の業務に携わっていたことからロースクールでは企業の海外直接投資に関する理解を深めるとともに、新しい分野として、企業の投資に関連する仲裁につ

弁護士 太田 浩之

いて学ぼうと決めていました。そして、コロンビア大学では、海外直接投資がなされる場合における投資企業の目線からの案件分析、投資受入国の目線からの案件分析、及び、投資する企業が設立された投資国からの案件分析等を学ぶことができ、発展途上国が置いている外国投資規制や外国投資優遇・奨励の背景事情について理解を深めることができました。発展途上国では、法の整備が十分でない場合も多くあります。このような時、当該規制の背景にある政策や理念を理解することが適切な法解釈への最大の近道です。海外直接投資の関係国及び関係企業の背景事情を学べたことは将来の業務の大きな財産になると感じています。

また、他国と比較すると日本では数が少ない仲裁についても学びました。仲裁には、ジョイントベンチャーのパートナー間で紛争が生じた場合の

商事仲裁が存在するほか、投資受入国と投資国とが投資協定を締結している場合に、投資企業が投資受入国を相手に行う投資仲裁も存在します。従前よりその存在は知っていましたが、それがどのような枠組みで行われているのかや、どのような法原則や法理念に基づいて解釈・解決されるのかということの知識が十分ではありませんでした。日本企業の海外進出が増える中、紛争が生じることは必至であり、投資仲裁は将来重要な分野になると感じており、その内容を第一人者から学べたことは非常に良かったと思っています。

このような法に関する新たな発見だけでなく、コロンビア大学は弁護士のあり方について異なる視点を与えてくれました。日本で弁護士を目指す者のほとんどは、日本国内で日本の法律の解釈・適用を行っていくことを目標にしています。これは、弁護士が資格を伴うプロフェッションであることからすれば、当然のことかもしれません。しかし、同じプロフェッションでもアメリカの学生はもっと大きな視点で将来をみていることに気づかされました。アメリカ国内でアメリカの法律の解釈・適用にとどまらず、国際連合で国際法の法解釈を行いたいと思っているものや、海外の法律事務所働いて海外からアメリカ向けの投資を援助しようと考えている学生など、より大きな視点で職域をとらえていることに気づきました。日本の弁護士も、日本企業が国際企業になったように、国際感覚を養って国際的に活躍する気概を持たなければならないと痛感させられました。

2 ニューヨークの司法試験の勉強

ロースクールでは、上述のとおり、海外直接投資や仲裁といった涉外分野に関連する法分野に集中していたため、アメリカ法についてじっくり学ぶ機会がありませんでした。そのため、米国の法制度についてきちんと勉強したのは、ニューヨークの司法試験の勉強をしたときでした。

ご存知のとおり、米国はコモンローの国であり、シビルローの国である日本とは法に対する理解が異なります。

涉外分野の業務を行おうとする者にとって、同じ法律上の言葉が相手にとっては自分が理解している法概念とはまったく異なる可能性があるということを理解していることは不可欠の素質です。司法試験の準備の過程で、これを身をもって感じることができました。

司法試験の勉強を一日13時間以上する日々を2ヶ月以上続けるのは大変な労力を要しましたが、有益かつ不可欠な素

養を身に付けるよい機会でした。

なお、11月末に無事ニューヨークの司法試験に合格した旨通知を受け取り、ほっとしています。

3 シンガポールの法律事務所での研修

私はアメリカに行く前から日本企業のアジア進出を留学後も引き続き支援したいと思っており、アジアの中でも企業から非常に注目を集めているミャンマーに興味を持っていました。もちろん、ミャンマーは軍事政権が民主化に転じてからそれほど時間が経っておらず、法整備は十分ではありません。企業にとって投資がしやすい国のランキングでは189カ国中、177¹位にランクインしていることからこのことは明らかです。しかし、そうであるからこそ弁護士等の専門家の支援が重要性を有するのだと思っており、ミャンマーの将来のプラクティスを確立する一翼を担えることを併せ考えると、弁護士にとっては非常に魅力のある国だと思っています。

他方で、シンガポールのアジアのハブとしての機能が増しており、租税条約やタックスヘイブン税制等の存在により、日本企業もシンガポールを拠点にアジア向け投資を行う案件が増えていることを知っていました。

そこで、シンガポールとミャンマーの両方を経験できる事務所を探していたところ、シンガポールで確立した地位を有し、ミャンマーで多くの実績を残しているラジャタン法律事務所での研修できることが決まり、2014年9月から同事務所のミャンマーデスクで研修をしています。

現在は、シンガポールを拠点に、ミャンマーに投資している日系企業のプロジェクトを複数件担当しており、契約書等のドキュメンテーションや相手方との交渉を行っております。

4 ミャンマーでの業務

現在、月に1度、1週間ほどミャンマーに渡っています。ミャンマーは、日本企業からの多くの投資を受けていることもあり、新しいビルの建設が相次いでおり、渋滞はどんどん酷くなり、経済が目覚しく変化しています。ミャンマーに行くたびに活気を感じる事ができ、エキサイティングな国だと改めて実感します。

¹ World Bank, Doing Business 2015, Going beyond Efficiency, Economic Profile 2015 Myanmar.

Globalaw加盟法律事務所のご紹介 —特別編— 第13回 Globalaw年次総会参加報告 (リオデジャネイロ)

弁護士 安保智勇
外国法事務弁護士 アダム・ニューハウス

弁護士法人中央総合法律事務所は、現在世界175都市、115の法律事務所、約4,500人の弁護士が加盟する法律事務所ネットワーク「Globalaw」に加盟しております。2014年11月にブラジルのリオデジャネイロにてGlobalawの年次総会が開催されましたので、本事務所ニュースにてその一部をご報告いたします。

1 年次総会の開催

Globalawの年次総会は、2011年はイスラエル(テルアビブ)、2012年はキプロス(リマソール)、そして2013年はオーストラリア(パース)で行われましたが、2014年は前号の「中央総合法律事務所季刊ニュース」でもご紹介したブラジルの法律事務所、Almeida Advogadosの主催によりブラジル(リオデジャネイロ)にて開催されました。ブラジルは、ご存じの通りBRICsの一翼として、世界第5位の面積、第5位の人口及び第7位の経済規模を誇るラテンアメリカの経済大国であり、本年のサッカーのワールドカップ開催国となったことも記憶に新しいところです。この地に世界各地より100名程のメンバーの参加を得て今年も様々なイベント及び活動が多数行われました。ちょうど地球の反対側に位置する当事務所からも、安保智勇弁護士とアダム・ニューハウス外国法事務弁護士が乗り継ぎ時間を含めて約27時間をかけて参加いたしました。その甲斐もあってこれまでの年次総会やアジア地域総会への参加を通じて既に面識のあるメンバーだけではなく、新たにGlobalawのメンバーとなったオーストラリアとオランダの法律事務所や、グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス及びニカラグアの法律事務所のメンバーとも交流をすることができました。

と題し、メンバー間で本ネットワークや法律事務所の在り方に関する様々な議論やこれまでの取り組みに関する報告がありました。また、各ミーティング及びセッションにおいては、主催事務所の国ブラジルの社会・経済の現実と課題について学ぶ機会を得ました。

前記の通りブラジルは昨今めざましい経済成長を遂げていますが、その反面、都市の廃棄物処理問題など、経済発展に伴う負の影響も生じています。リオデジャネイロでもつい最近まで廃棄物が近郊にそのまま投棄されている状態であったとのこと。今回の総会のミーティングの中で近年PFIの手法により廃棄物処理施設を建設した会社の担当者からの話をお伺いしましたが、同じような問題を既に経験している日本からは技術援助を含めて色々な協力ができそうな感じがするものの、政情不安な彼の地での官民協力による長期的事業は現地の方にとってすらかなかなか困難であるようです。



ミーティングの様子



メンバーとのディナーにて

2 総会概要

2014年はGlobalawの設立から20周年ということもあり、総会のテーマを「Globalaw-Past, Present and Future」

3 ブラジルの企業法務部に関する調査発表

今回の総会ではブラジル企業の法務部長をスピーカーとして招き、近年(2010年)のブラジルにおける企業の法務部と法律事務所との関係に関する調査報告を題材としてディスカッションがなされました。

ちなみに、あまり知られていないかも知れませんが、ブラジルの弁護士人口は60万人を超えています。ブラジルでは訴訟が容易に提起できるようであり、その件数は極めて多く、年間数百万件の訴訟が提起されている訴訟大国です。このスピーカーの方が勤務する会社(自動車関連企業)でもブラジルで年間数万件規模の訴訟対応に追われているとのこと。

本調査は各企業と法律事務所との関係についてのアンケート調査に基づくものであり、このアンケート調査には100

社以上のブラジル内外の企業が参加しました。主な質問内容は、「法務部の構成」、「外部委託された法的問題」、「法律事務所の選定及び委任」、「委任又は解任した法律事務所」等です。

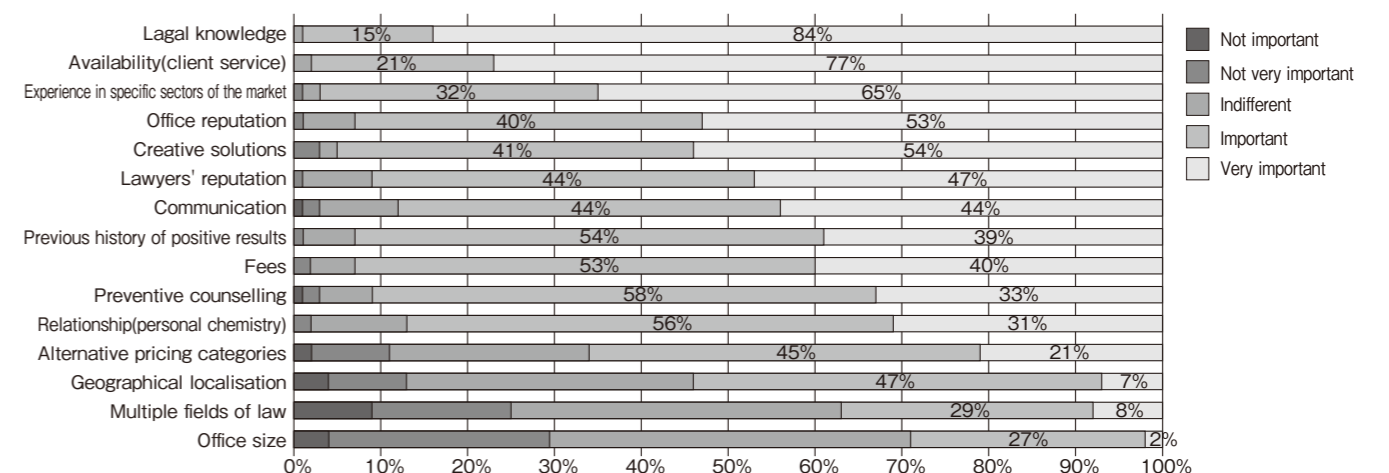
我々弁護士側からすれば、クライアントによる法律事務所の委任に至る要因など関心があるところです。本調査結果によると、企業法務部が法律事務所に関して信頼すべき情報は、「他の会社の推薦」、「他の法律事務所の推薦」、「取締役会構成員の推薦」である反面、「弁護士名簿」、「インターネット」、「事務所パンフレット」などは重要度が低いものとされています。

また、下記の図は、「法律事務所を採用する基準」についての回答結果ですが、これによると、ブラジルでは「法的知識」、「利用可能性(クライアントサービス)」、「特定の分野における経験」、「事務所の評判」、「創造的な解決」、「弁護士の評判」、「コミュニケーション」、「過去の良い結果」などは法律事務所の選定にあたり非常に重要と判断されている要因であるのに対し、「柔軟な費用設定」、「複数の支店」、「複数の法律分野」、「事務所の規模」などは、重要度はより低いものとされています。

このような調査報告の結果は総会に参加した弁護士にとって驚くようなものではなく、自国で同じ調査をすれば同じような結果となるであろうというのが大方の意見でした。

4 リーダーシッププログラム

単なる職人の集合体ではなく、有機的な組織としての「法律事務所」の中での弁護士のあり方を考えることは日本のみならず、諸外国の法律事務所でもまだまだ始まったばかりです。そのような中、Globalawでもメンバーの各法律事務所の若手の弁護士を積極的にグループに参加させ、次世代のリーダーを育てようというのがリーダーシッププログラムです。



出典: Brazilian study on the relationship between legal departments and law firms by LexisNexis Martindale-Hubbell in association with Gonçalves & Gonçalves Marketing Jurídico.

今回総会参加の若手メンバーによるプレゼンテーションは、若手弁護士が想定する将来の法律事務所像の3タイプについて各テーブルでディスカッションをした上で、その後、全参加者による話し合いを持つというものでした。ワークライフバランス、フレックスタイム、男女共同参画など、若手弁護士が将来あるべきと考える法律事務所像を巡って、年配の弁護士とデジタル環境で生まれ育った弁護士の間で討議がなされました。

そのような白熱した議論が続く中、ある事務所のパートナー弁護士による「ワークライフバランスを実現することに熱心な人で真のリーダーになった弁護士を知っている人はいるか?」というコメントには参加者(非若手弁護士)のほとんどが納得しておりました。これにより、我が中央総合法律事務所が世界の法律事務所の流れの中で遅れを取っていないことが確認できたことは、今回の総会の大きな成果といえるでしょう。

今回の総会の会場は、ボサノバの名曲「イパネマの娘」で有名な美しいイパネマビーチに面するリゾートホテルで行われましたが、残念ながら数多くのプログラムの合間にビーチで日光浴をする機会はありませんでした。私(安保)としては、「ライフワークバランス」は次の世代の課題としたいと思います。



Globalawメンバー集合写真



弁護士
山本 一貴
(やまもと・かずたか)

〈出身大学〉
早稲田大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2013年12月
最高裁判所司法研修所修了
(66期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所
宅地建物取引主任者試験合格

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務
会社法務、家事相続法務

民法の改正に関する要綱仮案〈時効〉について

弁護士 山本 一貴

平成26年8月26日、法制審議会民法(債権関係)部会は、「民法(債権関係)の改正に関する要綱仮案」につき、定型約款の箇所を留保の上で承認しました。これにより、民法改正の手続も大詰めに入ってきましたが、ここでは、民法改正要綱仮案の「時効」に関する部分の内、特に大きく改正(新設)が予定されている「時効の完成猶予及び更新」の制度を中心に、その概要をご紹介します¹⁾。

1 債権の消滅時効の原則の改正

現行民法では、債権の消滅時効は、権利を行使することができる時から進行し、10年間行使しないときは、消滅する、とされていますが(第166条1項、第167条1項)、今般の要綱仮案においては、同時に職業別の短期消滅時効の廃止が検討されており、時効期間の長期化が懸念されたため、債権の消滅時効について抜本的な変更を加え、主観的起算点から5年、客観的起算点から10年の経過によって消滅する、という二元的なシステムを採用することとなっています²⁾。

契約に基づく一般的な債権については、その発生時に債権者が債権発生の原因及び債務者を認識しているのが通常ですから、その時点から5年間という時効期間が適用されることになり、時効期間の大幅な長期化が回避されることが想定されています。

2 時効の完成猶予及び更新の制度

(1) 総論

現行民法第147条以下に規定されている時効の中断・停止事由については、制度として複雑であり、時効の「中断」「停止」事由という用語も誤解を招きやすいという指摘がなされていたため、今般再構成が行われることとなりました。現行民法と要綱仮案の主な違いは以下の通りです。

- ①時効の「中断」の概念は時効の「更新」という概念とされる。
- ②時効の「停止」の概念は時効の「完成猶予」という概念とされる。
- ③債権者の権利行使意思が明確になったと評価できる事実が生じた場合
=「完成猶予」事由と構成
- ④権利の存在について確証が得られたと評価できる事実が生じた場合
=「更新(承認も含む³⁾)」事由と構成
- ⑤協議による時効の完成猶予に関する規定の新設

(2) 裁判上の請求等や強制執行等

裁判上の請求、支払督促の申立、裁判上の和解・民事調停・家事調停の申立、倒産手続参加(総じて「裁判上の請求等」)、並びに強制執行、担保権の実行、民事執行法195条に規定する担保権の実行としての競売の例による競売、同法196条に規定する財産開示手続(総じて「強制執行等」)は新たに「完成猶予(従来の停止)」事由とされています。つまり、当該事由が生じただけでは現行民法のように時効は「更新(従来の中断)」されず、当該手続が終了するまでの間停止す

るに止まるということです。時効の「更新(従来の中断)」の効力が生ずるのは、裁判上の請求等については確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したとき、強制執行等についてはそれらが取下や取消されることなく終了したときということになります。

(3) 仮差押え等

仮差押、仮処分はその暫定性から「完成猶予(従来の停止)」事由に止まり、現行民法がこれらを「中断」事由としている点とは異なります⁴⁾。

(4) 催告

現行民法第153条の「催告」について、実質的には時効の完成間際に時効の完成を阻止する効力のみを有すると理解されていたことを踏まえ、時効の「完成猶予」事由であることが明記されました。

(5) 天災等による時効の完成猶予

現行民法第161条の定める「2週間」の時効停止期間を「3箇月」の完成猶予事由として改められました。

(6) 協議による時効の完成猶予【新設】

当事者間で権利に関する協議が継続している間に、時効の完成を阻止するためだけに訴えを提起する事態を回避できるようにすることは、当事者双方にとって利益であることから以下の規定を新設するものです。

ア 当事者間で権利に関する協議を行う旨の書面による合意があったときは、次に掲げる時のいずれか早い時までの間は、時効は、完成しない。

(7) 上記合意があった時から1年を経過した時

(イ) 上記合意において当事者が協議を行う期間(1年に満たないものに限る。)を定めたときは、その期間を経過した時

(ウ) 当事者の一方が相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の書面による通知をした時から6箇月を経過した時

イ～エ(記載省略)

今回の要綱仮案によって、合意による時効の完成猶予は、①当該合意に期間の定めがない場合(ア)(ウ)のいずれか早い時まで、②当該合意に1年未満の期間の定めがある場合は(イ)(ウ)のいずれか早い時まで、③当該合意に1年以上の期間の定めがある場合には(ア)(ウ)のいずれか早い時まで時効は完成猶予されることとなります。

1 不法行為や生命身体への侵害による損害賠償請求権の消滅時効その他関連する若干の規定については、紙幅の関係で記載は省略致します。

2 これに伴い、商法522条の5年間の商事消滅時効は廃止されます。

3 承認は現行民法の第147条の3号を維持し、「更新」事由とされています。

4 強制執行等及び仮差押等に掲げる事由は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知した後でなければ、時効の完成猶予並びに時効の更新の効力を生じません。



弁護士
岩城 方臣
(いわき・まさおみ)

〈出身大学〉
一橋大学法学部
大阪市立大学法科大学院

〈経歴〉
2012年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新65期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務
会社法務、家事相続法務

民法の改正に関する要綱仮案〈債権譲渡〉について

弁護士 岩城 方臣

民法改正要綱仮案の「債権譲渡」に関する部分では、債権譲渡特約の効力や対抗要件制度などについて検討が加えられました。その中の一部については、従来の最高裁判例とは異なる考え方に基づく規律が提案されたり、平成25年3月に法制審議会から発表された中間試案と異なる考え方が示されたりしておりますので、概要をご紹介します。

1 債権の譲渡性とその制限

(1) 譲渡禁止特約の効力について

現行民法は、第466条1項において、債権は原則として自由に譲渡することができると規定したうえで、同条2項において、当事者間の合意によって譲渡禁止特約を付けることを認めています。

これに対して、債権譲渡特約の存在が企業などの資金調達取引の支障になっているとの指摘を受けて、債権譲渡特約の効力を否定する意見も出されましたが、契約締結自由の原則や、債権者確認事務が煩雑となったり過誤払いの危険があるなどの実質的理由により、債権譲渡禁止特約自体の効力は、要綱仮案においても有効と考えられています。

(2) 譲渡禁止特約の制限について

現行民法第466条2項但書では、当事者間の合意によって譲渡禁止特約を付しても「善意の第三者」に対抗することができないと規定されています。

従来の判例・通説では、債権の譲受人が、譲渡禁止特約の存在について悪意又は重過失であるときは、譲渡当事者間において債権譲渡が無効となり、債権は移転しないと考えられていました(物権的効力)。これに対して、要綱仮案では、譲受人が悪意・重過失であった場合でも、債権譲渡自体は有効と考え、債務者はそのような譲受人に対して履行を拒絶することができるとの理解に改められました(債権的効力)。

どちらの考え方においても、債務者が悪意・重過失の譲受人からの請求を拒絶できるという点は変わりありませんが、例えば、譲受人が第三者対抗要件を具備した後に、譲渡人の債権者が当該債権を差し押さえた場合であったとしても、要綱仮案の規律によると債権譲渡は有効となるため、譲受人は第三者異議の訴えを提起することができると考えられており、従来の判例・通説の見解と比べれば譲渡禁止特約の効力が幾分制限されるものと思われます。

もともと、預貯金債権については、円滑な預金払戻業務に支障を生じさせることによる不利益などを理由に、要綱仮案においても、譲渡禁止特約付債権の譲渡は、悪意・重過失の譲受人との関係で譲渡が無効になる(物権的効力)という従来の判例・通説と同様の考えが維持されております。

2 債権譲渡の対抗要件制度

(1) 中間試案

現行民法においては、債権譲渡の対抗要件として、譲渡人の債務者に対する通知のほか、債務者の承諾が規定されております(第467条)。また、特別法(動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第4条)により、法人が保有する金銭債権については、債権譲渡登記を、債務者以外の第三者への対抗要件とすることも認められています。

この様な現行の制度に対して、中間試案においては、金銭債権の対抗要件を、①債権譲渡登記に一元化する案や、②債務者の承諾を対抗要件から除外する案が提案されていました。

(2) 要綱仮案【現状維持】

以上のような提案について、①に対しては、現行の債権譲渡登記は登録免許税などのコストが高く機動性に欠ける、あるいは、債権譲渡登記に對抗要件を一元化するにはインフラ拡充のための膨大な費用が必要となるなどの反対意見が出されました。また、②に対しても、債務者の承諾が実務上低コストで簡便な対抗要件具備方法として利用されているなどの反対意見が出されました。

その他、債権譲渡の第三者対抗要件に関しては、債権者が公証人又は郵便認証司(郵便局の窓口で内容証明郵便などの認証を行う資格を有した職員です)に債権譲渡事実を申述してその申述した日時を証明してもらうなどの案も出されましたが、結局、改正の要否や内容について意見が分かれたまま合意に至らず、現状の規律が維持されることとなりました。

3 債権譲渡と債務者の抗弁

(1) 現行民法

現行民法第468条1項の規定及び判例の考え方によりますと、債務者が異議を留めずに債権譲渡を承諾すると、たとえ承諾前に債権が消滅していたなどの事由(債務者の抗弁)があったとしても、譲受人がそのような抗弁を知らなければ、譲受人からの履行請求を債務者は拒絶することができないものとされています。

(2) 要綱仮案【制度変更】

しかし、現行民法の規定に対しては、債権が譲渡されたことと認識したことを債務者が通知しただけで抗弁の喪失という債務者にとって予期しない効果が生じるのは、債務者保護の観点から妥当でないとの批判がありました。

この様な背景から、要綱仮案においては、民法第468条1項を削除し、債務者は、譲渡通知を受け、又は債権譲渡を承諾した時までに譲渡人に対して生じた事由を譲受人に対抗することができることと改められました。

改正会社法の概要（第2回）

第1 はじめに

前回から引き続き、改正会社法の概要をご紹介します。連載第2回となる本号では、親会社株主保護やキャッシュ・アウトに関する改正会社法の概要をご紹介します。

第2 親会社株主保護

1 多重代表訴訟

改正会社法では、いわゆる多重代表訴訟の制度が新設されました。多重代表訴訟とは、企業グループの頂点に位置する株式会社（最終完全親会社等）の株主が、一定の要件を満たすその子会社（孫会社も含む）の取締役等の責任について、責任追及等の訴え（特定責任追及の訴え）を提起することができる制度です（847条の3）。

(1) 多重代表訴訟提起請求

以下の要件を充足する株主は、株式会社（完全子会社）に対し、特定責任追及の訴えを提起することを請求することができます（847条の3第1項）¹。

- ア 株式会社の最終完全親会社等²の株主であること
- イ その総株主の議決権又は発行済株式の1%以上を有すること³
- ウ 最終完全親会社等が公開会社である場合には、6か月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続きア及びイの要件を満たすこと（847条の3第1項、第6項）。

(2) 株主自身による多重代表訴訟の提起

当該株式会社が当該請求の日から60日以内に特定責任追及の訴えを提起しないときは、当該請求をした最終完全親会社等の株主は、当該株式会社のために、特定責任追及の訴えを提起することができます（847条の3第7項）^{4,5}。

(3) 特定責任追及の訴えの対象となる責任（特定責任）

特定責任追及の訴えの対象となるのは、「特定責任」です（847条の3第1項、4項）。特定責任に該当するには、①株式会社の発起人等の責任であって、②発起人等の責任原因事実が生じた日において、当該株式会社が最終完全親会社等の重要な完全子会社であること⁶が要件となります。

2 旧株主による責任追及等の訴えの制度

改正会社法では、旧株主による責任追及等の訴えの制度が新設されました。この制度は、株式会社の株式交換若しくは株式移転又は株式会社が吸収合併消滅会社となる吸収合併の効力が生じた日において、当該株式会社の株主であった者（旧株主）は、当該株式会社の株主でなくなった場合であっても、①当該株式交換若しくは株式移転によって当該株式会社の完全親会社の株式を取得したとき又は②当該吸収合併により吸収合併継続株式会社の完全親会社の株式を取得したときは、当該株式会社の発起人等の責任について、責任追及等の訴えを提起することができる制度です（847条の2）。

(1) 訴訟提起請求

以下の要件を充足する旧株主は、株式交換等完全子会社に対し、責任追及等の訴えを提起することを請求することができます（847条の2第1項）⁷。

- ① 株式交換若しくは株式移転により当該株式会社の完全親会社の株式を取得して、引き続き当該株式を保有していること（847条の2第1項1号）又は当該株式会社が吸収合併消滅会社となる吸収合併により、吸収合併継続会社の完全親会社の株式を取得し、引き続き当該株式を保有していること（同項2号）。

弁護士 鍛治雄一 弁護士 大澤武史
弁護士 本行克哉 弁護士 西中宇紘

- ② 当該旧株主が株式を有していた株式会社が公開会社である場合には、株式交換等（株式交換、株式移転又は吸収合併、以下同じ。）の効力が生じた日の6か月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から当該日まで引き続き当該株式会社の株主であったこと（847条の2第1項、2項）。

(2) 旧株主自身による責任追及等訴訟の提起

旧株主が、株式交換等完全子会社に対し、責任追及等の訴えの提起を請求した場合において、当該株式交換等完全子会社が当該請求の日から60日以内に責任追及等の訴えを提起しないときは、当該請求をした旧株主は、当該株式交換等完全子会社のために、責任追及等の訴えを提起することができます（847条の2第6項）⁸。

(3) 対象となる責任又は義務

旧株主は、株式交換等の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係る責任追及等の訴えに限って、その提起を請求することができることとしています（847条の2第1項）。

3 内部統制システム

現行会社法では、会社法施行規則において、株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する規律を定めていましたが、改正会社法では、規則ではなく法律において規定することとしています（348条3項4号、362条4項6号、399条の13第1項1号ハ）⁹。

4 親会社による子会社の株式等の譲渡

株式会社は、所定の要件を満たすその子会社の株式等の譲渡について、効力発生日の前日までに、株主総会の特別決議によって、当該譲渡に係る契約の承認を受けなければならないこととなります（467条1項2号の2、309条2項11号）。

ここでいう所定の要件とは、株式会社の子会社の株式等の全部又は一部の譲渡であって、①当該譲渡により譲り渡す株式等の帳簿価額が当該株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の20%（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）を超え、かつ、②当該株式会社が、効力発生日において、当該子会社の議決権の総数の過半数の議決権を有しないものをいいます（467条1項2号の2）。

第3 キャッシュ・アウト

1 特別支配株主による株式等売渡請求

(1) 株式等売渡請求の意義、制度趣旨

改正会社法において新設された株式等売渡請求の制度とは、株式総会の総株主の議決権の90%以上を有する株主（特別支配株主）が、他の株主の全員に対し、その有する当該株式会社の株式の全部を売り渡すことを請求することができることとする制度です。

これまで、少数株主に対して現金を渡して株式会社の株主から締め出す（キャッシュ・アウトする）には、原則として株主総会決議が必要であり、時間的・手続的コストがかかると指摘されてきました。そこで、改正会社法では、このようなコストを低減しつつ、少数株主が受け取る対価の適正さの確保も図るべく、新たなキャッシュ・アウトの仕組みとして、株式等売渡請求制度が創設されました¹⁰。

(2) 手続の流れ

- ア 特別支配株主から対象会社への通知（179条の3第1項）
- イ 対象会社の承認（179条の3第1項）

対象会社が取締役会設置会社である場合には、この承認をするか否かの決定は取締役会の決議によらなければなりません（同条3項）。ここでは、取締役は、善管注意義務をもって、株式等売渡請求の条件等が適正といえるか否かを検討することが必要であり、当該条件等が適正でないにもかかわらず当該承認をしたことにより売渡株主等に損害を与えた場合には、売渡株主に対する損害賠償責任を負うことがあります（429条1項）¹³。

- ウ 対象会社から売渡株主等に対する通知等（179条の4第1項、2項、振替法161条2項）

この通知（公告で代替される場合を含みます。）がされたときは、特別支配株主から売渡株主に対し、株式等売渡請求がされたものとみなされることになり（179条の4第3項）、売渡株式等の売買契約が成立したと同様の法律関係が生じることになります。

- エ 事前開示手続（179条の5）
- オ 取得日における売渡株式等の取得の効力発生（179条の9第1項）¹²

- カ 事後開示手続（179条の10）

(3) 売渡株主の不服申立ての手段¹³

- ① 売買価格についての不服がある場合
 - ・売渡株式等の売買価格決定の申立て（179条の8）
 - ・売渡株式等の売買価格が著しく不当である場合の売渡株式等の全部の取得の差止請求（179条の7）
 - ・売渡株式等取得無効の訴え（846条の2）¹⁴
 - ・対象会社の取締役に対する善管注意義務違反を理由とする損害賠償請求（429条1項）
- ② 対価が支払われない場合
 - ・売渡株式等取得無効の訴え（846条の2）
 - ・売渡株式等売買取引の個別解除
 - ・対象会社の取締役に対する善管注意義務違反を理由とする損害賠償請求（429条1項）

2 全部取得条項付種類株式の取得¹⁵

(1) 事前開示手続及び事後開示手続

全部取得条項付種類株式の取得は、実務上、キャッシュ・アウトの手段として用いられることが多いとされています。この場合、組織再編（株式交換・株式移転）の場合と同様、株主の権利に特に大きな影響を及ぼすこととなりますが、組織再編の場合に比べ株主に対する情報開示が不十分であるとの指摘がされていたため、改正会社法では、全部取得条項付種類株式の取得に際して開催される株主総会の前に情報開示を行う事前開示手続（171条の2）及び当該取得後に情報開示を行う事後開示手続（173条の2）を設けることとされています¹⁶。

(2) 取得の価格の決定の申立期間の変更と株主への通知又は公告

改正会社法では、全部取得条項付種類株式の取得の価格の決定の申立期間につき、組織再編において株式買取請求をすることができる期間（785条5項等）と同様、取得日の20日前の日から取得日の前日までの間とされました（172条1項）。

これに伴い、取得の価格の決定の申立期間が株主総会の日より前に始まる可能性もあるところ、株主に取得の価格の決定の申立てをする機会を確保するため、改正会社法では、全部取得条項付種類株式を取得しようとする株式会社は、取得日の20日前までに、全部取得条項付種類株式の株主に対して、当該全部取得条項付種類株式の全部を取得する旨を通知又は公告しなければならないこととされています（172条2項、3項）。

3 株式の併合により端数となる株式の買取請求等¹⁷

(1) 事前開示手続及び事後開示手続の新設

182条の2第1項に規定する株式の併合が行われる場合には、

多くの端数を生じ、多数の株主が株主の地位を失う可能性もある等、組織再編の場合と同様に、株主の権利に特に大きな影響を及ぼすこととなります。

そこで、改正会社法では、このような株式の併合について、組織再編の場合と同様の事前開示手続（182条の2）及び事後開示手続（182条の6）が設けられることになりました。

(2) 株式の併合における反対株主の株式買取請求の制度

182条の2第1項に規定する株式の併合においては、多くの端数が生じる結果、市場価格の下落や、売却先の確保が困難となること等により、端数について適切な対価が交付されないおそれがあります。そこで、改正会社法では、そのような株式の併合によって生ずる端数について、株主に対して適正な対価が交付されることを確保するため、反対株主による株式買取請求の制度が新設されることになりました（182条の4）。

4 株主総会等の決議の取消しの訴えの原告適格

現行会社法では、株主総会の決議の取消しの訴えを提起することができる者として、当該決議の取消しにより株主となる者は挙げられておりませんでした。改正会社法では、明文の規定により、株主総会等の決議の取消しにより株主となる者が当該決議の取消しの訴えを提起することができることとされています（831条1項）¹⁸。

第4 終わりに

以上のとおり、本稿では、改正会社法の親会社株主保護に関する制度とキャッシュ・アウトに関する制度を概観しましたが、第3回には、第1回、第2回でご紹介した点を除くその他の改正点（株式買取請求制度の見直し、組織再編等の差止請求、会社分割等における債権者保護）をご紹介します。

1 ただし、①株式会社の株主は当該株主若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該株式会社に損害を加えることを目的とする場合、②当該最終完全親会社等に損害を加えることを目的とする場合、③当該特定責任の原因となった事実によって当該最終完全親会社等に損害が生じていない場合には、提訴請求をすることができません（847条の3第1項ただし書）。

2 最終完全親会社等とは、①株式会社の完全親会社等であって、②その完全親会社等がないものをいいます（847条の3第1項）。ここでいう完全親会社等とは、③完全親会社、すなわち、特定の株式会社の発行済株式の全部を有する株式会社その他これと同等のものとして法務省令で定める株式会社（847条の2第1項参照）、④株式会社の発行済株式の全部を他の株式会社及びその完全子会社等（株式会社がその株式又は持分の全部を有する法人をいう）又は他の株式会社の完全子会社等が有する場合には、当該他の株式会社（完全親会社を除く）のいずれかに該当する株式会社をいいます（847条の3第2項）。

3 単に「株主」とされておらず、保有株式数・割合の要件があることが、従前の株主代表訴訟と相違していることには注意が必要です。

4 もっとも、60日の経過により当該株式会社に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には、当該最終完全親会社等の株主は、当該株式会社のために、特定責任追及の訴えの提起を請求することなく、直ちに特定責任追及を提起することができます（847条の3第9項）。

5 株式会社は、提訴請求の日から60日以内に特定責任追及の訴えを提起しない場合において、当該請求をした最終完全親会社等の株主又は当該請求に係る特定責任追及の訴えの被告となることとなる発起人等から請求を受けたときは、当該請求をした者に対し、遅滞なく、特定責任追及の訴えを提起しない理由を書面その他の法務省令で定める方法により通知しなければならないこととされています（847条の3第8項）。

6 具体的には、発起人等の責任の原因となった事実が生じた日において最終完全親会社等及びその完全子会社等における当該株式会社の株式の帳簿価額が当該最終完全親会社等の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の5分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）を超える場合における当該発起人等の責任を対象としています（847条の3第1項4項）。

7 ただし、ここでも、株式交換等完全子会社に損害を加えることを目的とする場合に加えて、当該「完全親会社に損害を加えることを目的とする場合」にも、旧株主は、責任追及等の訴えの提起をすることができません（847条の2第1項ただし書）。

8 もっとも、60日の経過により当該株式交換等完全子会社に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には、当該旧株主は、当該株式交換等完全子会社のために、責任追及等の訴えを提起することなく、直ちに責任追及等の訴えを提起することができます（847条の2第8項）。

9 なお、現行会社法施行規則では、企業集団に株式会社の「親会社」を含めていましたが、改正会社法では、親会社を含めず、自社とその子会社をもって企業集団としています。

10 坂本三郎他「平成26年改正会社法の解説」〔Ⅷ〕商事法務2017号4、5頁、第一東京弁護士会、総合法律研究所会社法研究会編「Q&A平成26年改正会社法」112頁（新日本法規、2014年）

11 坂本三郎他「平成26年改正会社法の解説」〔Ⅷ〕商事法務2017号10頁。

12 売渡株式等に譲渡制限が付されている場合でも、対象会社による譲渡承認があったものとみなされるため（同条2項）、実際に譲渡承認を得る必要はありません。

13 坂本三郎他「平成26年改正会社法の解説」〔Ⅷ〕商事法務2017号11頁。

14 売渡株式等取得無効の訴えの提訴期間は、取得日から原則として6か月とされており、対象会社が公開会社でない場合には、例外的に取得日から1年とされています（846条の2第1項）。

15 改正会社法附則10条は、施行日前に171条1項の決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合におけるその全部取得条項付種類株式の取得については、なお改正前の規律を適用することとしています。

16 坂本三郎他「平成26年改正会社法の解説」〔Ⅷ〕商事法務2018号4頁。

17 改正会社法附則11条は、施行日前に株式の併合の決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合におけるその株式の併合については、なお改正前の規律を適用することとしています。

18 なお、この改正については、特段の経過措置が設けられていないため、施行日前に提訴された株主総会等の決議の取消しの訴えについても、施行日後は改正後の規律が適用されることとなります。

全国の法務局では12年ぶりに休眠会社・休眠一般法人の整理作業が実施されています。

法務部長 角 口 猛

1 はじめに

役員変更等の登記が長期間なされていない株式会社は、既に営業を廃止し、実体のない会社となっている可能性が高く、そうした会社の登記をそのままにしておけば、休眠会社を利用した犯罪が行われる等、種々の弊害が生じるおそれがあります。

今年度、全国の法務局では、休眠会社・休眠一般法人の整理作業が実施されています。すなわち、平成26年11月17日(月)の時点で、休眠会社・休眠一般法人に該当する会社等は、平成27年1月19日(月)までに「事業を廃止していない」旨の届出または役員変更等の登記を申請しない限り、解散したものとみなされ、登記官が職権で解散の登記をします(これを「みなし解散手続」といいます。)

2 休眠会社・休眠一般法人とは

(1) 休眠会社(会社法472条1項)

最後の登記から12年を経過している株式会社(特例有限会社は含まれません。)

(2) 休眠一般法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律149条1項・203条1項)

最後の登記から5年を経過している一般社団法人または一般財団法人で、公益社団法人または公益財団法人を含まず。

なお、12年以内または5年以内に実際に営業等の活動をしていたかどうか、会社の登記事項証明書や代表者の届出印の印鑑証明書の交付を受けていたかどうか関係はありません。

3 官報公告と登記所からの通知について

平成26年11月17日(月)付けで、「休眠会社・休眠一般法人は、事業を廃止していないときはその旨の届出をされたい、本日から2か月以内にその届出がなく、また登記もされないときは、その期間の満了の時に解散したものとみなされる」旨の法務大臣による官報公告が行われました。

また、管轄の登記所からは、対象となる休眠会社・休眠一般法人に対して、法務大臣による公告が行われた旨の通知が順次発送されています。

なお、実際は本店を移転しているが本店移転登記をしていない等により、この通知を受け取れない場合がありますが、この場合でもみなし解散手続が進められますので、ご注意ください。

で、ご注意ください。

4 「事業を廃止していない」旨の届出について

事業継続を希望する会社は、平成27年1月19日(月)までに以下の事項を記載した「事業を廃止していない」旨の届出を郵送または持参にて管轄の登記所に提出する必要があります(会社法施行規則139条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則57条・65条)。また、上記届出を提出しただけでは、みなし解散の要件を満たしたままですから、併せて役員変更登記等、会社法上必要とされる変更登記手続を行ってください。

- ① 商号、本店並びに代表者の氏名及び住所(休眠会社の場合) 名称、主たる事務所並びに代表者の氏名及び住所(休眠一般法人の場合)
- ② 代理人によって届出をするときは、その氏名及び住所
- ③ まだ事業を廃止していない旨
- ④ 届出の年月日
- ⑤ 登記所の表示

5 みなし解散の登記と継続の登記

平成27年1月19日(月)までに4の届出をせず、役員変更等の登記を申請しない場合には、平成27年1月20日(火)付けで解散したものとみなされ、登記官が職権で解散の登記をします。

ただし、解散の登記がなされても直ちに会社等が消滅してしまふことはありません。みなし解散の登記後3年以内に限り、解散したものとみなされた株式会社は、株主総会の特別決議によって株式会社を継続(将来に向かって会社を解散前の状態に戻し、営業活動ができるようにすること)し、解散したものとみなされた一般社団法人または一般財団法人は、社員総会または評議員会の特別決議によって法人を継続することができます。この場合には、2週間以内に継続の登記を申請する必要があります。

6 おわりに

登記を長い間放置してしまった会社等がありましたら、そのまま会社等を存続させるのか、これを機に解散させるのか等、十分に対応を検討する必要があります。また、例え最後の登記から12年または5年が経過していなくても、この機会に自社の役員の任期など確認されてはいかでしょうか。

シリーズ「事業承継」(17)

「大改正相続税法の適用開始」

弁護士 岩 城 本 臣 弁護士 加 藤 幸 江
 弁護士 村 上 創 弁護士 小 林 章 博
 弁護士 角 野 佑 子 弁護士 岩 城 方 臣
 税理士 岡 山 栄 雄
 (事業承継プロジェクトチーム)

平成25年度の税制改正により、相続税制始まって以来の、①相続税の基礎控除の引下げ、②相続税・贈与税の税率構造の見直しという大改正が行われました。

これらの改正は、平成27年1月1日以後の相続又は遺贈・贈与により取得する財産に係る相続税・贈与税について適用されます。

1 相続税

○相続税の基礎控除の引下げ

相続税の基礎控除が、「5,000万円+1,000万円×法定相続人の数」から引下げられ、「3,000万円+600万円×法定相続人の数」となります。

○相続税の税率構造の見直し

相続税の最高税率が50%から55%に引き上げられるとともに、法定相続分に応ずる取得金額が2,000万円を超える金額について、新たに税率の段階が設けられることになりました。

【相続税の速算表】

改正前(平成26年12月31日まで)			改正後(平成27年1月1日から)		
法定相続人に応ずる取得金額	税率(%)	控除額(万円)	法定相続人に応ずる取得金額	税率(%)	控除額(万円)
1,000万円以下	10	—	1,000万円以下	10	—
3,000万円以下	15	50	3,000万円以下	15	50
5,000万円以下	20	200	5,000万円以下	20	200
10,000万円以下	30	700	10,000万円以下	30	700
30,000万円以下	40	1,700	20,000万円以下	40	1,700
30,000万円超	50	4,700	30,000万円以下	45	2,700
			60,000万円以下	50	4,200
			60,000万円超	55	7,200

○相続税の計算の概要

【相続財産2億円、法定相続人が配偶者・子2人の場合】

相続財産	基礎控除額	課税対象額	法定相続人に 応ずる取得金額	税率及び控除額	税 額
2億円	3,000万円 +600万円×3人 =4,800万円	15,200万円	×1/2=7,600万円 ×1/4=3,800万円 ×1/4=3,800万円	×30%-700万円 ×20%-50万円 ×20%-50万円	1,580万円 710万円 710万円
				※各人への按分・配偶者の税額軽減等の控除前の税額→	相続税の総額 3,000万円

2 贈与税

○贈与税の税率構造の見直し

従来の贈与税とは別に、「20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合の税率」が設けられ、緩和されました。

(1) 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の速算表

改正前(平成26年12月31日まで)			改正後(平成27年1月1日から)		
基礎控除及び配偶者控除後の課税価格	税率(%)	控除額(万円)	基礎控除及び配偶者控除後の課税価格	税率(%)	控除額(万円)
200万円以下	10	—	200万円以下	10	—
300万円以下	15	10	400万円以下	15	10
400万円以下	20	25	600万円以下	20	30
600万円以下	30	65	1,000万円以下	30	90
1,000万円以下	40	125	1,500万円以下	40	190
1,000万円超	50	225	3,000万円以下	45	265
			4,500万円以下	50	415
			4,500万円超	55	640

(2) 上記(1)以外の一般の贈与税の速算表

改正前(平成26年12月31日まで)			改正後(平成27年1月1日から)		
基礎控除及び配偶者控除後の課税価格	税率(%)	控除額(万円)	基礎控除及び配偶者控除後の課税価格	税率(%)	控除額(万円)
200万円以下	10	—	200万円以下	10	—
300万円以下	15	10	300万円以下	15	10
400万円以下	20	25	400万円以下	20	25
600万円以下	30	65	600万円以下	30	65
1,000万円以下	40	125	1,000万円以下	40	125
1,000万円超	50	225	1,500万円以下	45	175
			3,000万円以下	50	250
			3,000万円超	55	400

3 事業承継への影響

税率の段階が増えたことにより、税率の差が広がることとなりますので、相続財産の総額、法定相続人の数を事前に把握することによって、相続税の平均税率を計算し、それ以下の贈与税率で生前贈与をするのも一つの節税となるでしょう。

ただし、3年以内の生前贈与については、相続税の財産に加算されますので、注意が必要です。

連邦海外腐敗行為防止法 (Foreign Corrupt Practices Act) 対策の重要性

弁護士 藤井 康弘 弁護士 赤崎 雄作
 ニューヨーク州弁護士 弁護士 下西 祥平 弁護士 本行 克哉
 (渉外研究グループ)

1 はじめに

近年、日本企業の担当者が外国の公務員に対し、賄賂を提供した、又はこれに関する共謀を行ったということで、日本企業が、米国の連邦海外腐敗行為防止法 (Foreign Corrupt Practices Act。以下、「FCPA」という。)違反として、多額の罰金を支払う事例が増加しています。グローバル展開をする企業においては、外国公務員に対する贈賄を防止するためのコンプライアンス体制を整備することが不可欠になってきていると思われます。

また、FCPAについては、2012年11月、米国司法省及び証券取引委員会が共同して、「A resource Guide to the U.S Foreign Corrupt Practices Act」(以下、「ガイドライン」という。)を公表しており、これをふまえて対策をとることも有用であると思われます。

そこで、本項においては、FCPAについての概要、及び日本企業としての対策を概説いたします。

2 適用対象

FCPAの適用対象は、非常に広く規定されています。

具体的には、(1)Issuer(証券発行者・米国上場企業)、(2)Domestic Concern(米国人、米国法人)、(3)Foreign Person Acting in the territory of the United States(米国内で行為を実行した者)の3つが列挙されています。

日本企業に関連するものとして、米国に所在する現地法人は、(2)に該当することとなります。また、日本企業に米国人の役員がいる場合、当該米国人は、FCPAの対象となります。

そして、日本企業との関連で注意が必要とされるのが(3)であり、当該条項の適用にあたっては、行為の一部でも米国で行われれば、FCPAが適用されると解されています。この一部の行為の範囲が広く解されており、具体的には、賄賂の送金が、米国の銀行を経由して行われた場合や、米国への出張者が、米国内で、電話や電子メールなどで、賄賂の決済を行った場合等も含まれる可能性があると考えられています。

実際に、2014年3月に公表された丸紅株式会社の事案は、同社が、フランス系企業のアルストムらと共同で、インドネシアでの発電所設備の建設を受注するために、インドネシアの高官に贈賄行為を行っていたことに関するものです。そして、米国外の企業による米国外の公務員に対する贈賄行為についてFCPAが適用される根拠について、米国司法省は、丸紅は、賄賂を、従業員を通じて、メリーランド州のコンサルタントの銀行口座宛に送金を行ったこと、及び、丸紅がコネチカット州で行われた会議に、従業員及び代理人を出席させたことなどを挙げています。

3 対象行為

- (1) FCPAにおいては、米国の企業や個人が、商機や不適切な便宜を得るために、米国外の政府関係者・公務員に、金銭や何らかの価値があるものの支払の申し入れ、約束、又は承認を助長するような行動を、直接的又は間接的に行ってはならないとされています。
- (2) また、日本企業が直接に上記の贈賄行為に関与しない場合においても、米国企業の関係者が贈賄行為を行い、日本企業との関係者が米国企業との関係者と事前に連絡を取り合い、贈賄行為について、共謀したと認定される場合には、共謀罪が成立する場合があります。

4 罰則

FCPA違反に対しては、以下の罰則が定められています。

- (1) 法人
 - ・ 刑事罰
200万ドル以下の罰金、及び/又は利得の2倍までの罰金
 - ・ 民事
1万ドル以下の民事制裁金
- (2) 個人
 - ・ 刑事罰
25万ドル以下の罰金、及び/又は利得の2倍までの罰金
5年以下の禁固刑
 - ・ 民事
1万ドル以下の民事制裁金
罰金の金額は、年々高額化しているといわれており、2014年3月に公表された丸紅の事案では、8800万ドルもの罰金が科されています。

5 コンプライアンスプログラムの整備の重要性

- (1) FCPA違反の発見及び防止のために、コンプライアンスプログラムを整備することが、重要と考えられます。コンプライアンスプログラムの内容については、会社の事業規模、事業内容や、事業に関連するリスクの内容によって異なることとなりますが、こういったプログラムを作成することにより、事前に損害の発生を回避でき、会社のレピュテーションに悪影響を与える事態を避けることができると考えられます。

この点、米国司法省及び証券取引委員会は、違反行為について、いかなる措置をとるかにつき、コンプライアンスプログラムの適切性を考慮するとしています。具体的には、起訴猶予の合意の可否や、罰金の金額に影響を与えることとなります。

米国司法省及び証券取引委員会は、当該プログラムの内容について、具体的な要件を定めておりませんが、①当

該プログラムの内容が十分検討されたものか、②当該プログラムが誠実に適用されているか、③当該プログラムが機能しているか等を基準に評価されます。

- (2) 上記の通り、当該プログラムについては、会社の事業規模、事業内容、関連するリスクの種類等によって異なり、企業ごとに個別に作成すべきものですが、ガイドラインにおいては、当該プログラムにつき、以下のような考慮要素が挙げられています。

- (a) 役員の認識の強化、汚職に対する明確な指針の制定
コンプライアンスプログラムの実効性を高めるためには、まず、役員が、コンプライアンスの重要性を強く認識し、その実行を社内全体に求めていくことが重要となります。

如何に適切な指針が制定されていたとしても、それが適切に実行されなければ意味がなく、役員がコンプライアンスに対する認識を欠いている場合、法律違反の発生が避けられません。

そこで、汚職に対する明確な指針を制定すると共に、役員が、この指針を適切に実行し、汚職を防止するということを明確に認識することが必要となります。

- (b) 行動指針及び手続規定の制定

汚職防止のための具体的な行動指針を定めることも重要です。そして、行動指針は、明確であり、簡潔であり、またすべての従業員がその内容を確認できることが重要となります。現地法人において、現地の従業員を雇用する場合などは、当該従業員が理解できる言語で、指針を準備することも必要となります。

そして、米国司法省及び証券取引委員会は、当該指針について定期的に見直しが行われているかについても考慮しますので、定期的な見直しは必須と考えられます。

行動指針、手続規定の内容としては、コンプライアンス体制に関する責任の所在、内部的な管理体制、監査手続等が規定されます。特に、外国政府との取引を有する場合には、贈答品、交通費、接待費等の負担等についても、指針を設けておくことが望ましいと思われます。

- (c) 上級役員に対する監督、実施権限の付与

コンプライアンスプログラムにおいては、社内の上級役員に対し、コンプライアンスプログラムの監督及び実行に関する権限を与えているかどうか、評価基準の一つとなっています。

コンプライアンスプログラムを制定した後は、当然ながら、それを確実に実行する体制を整えることが必要となります。その実効性を確保するために、役員にプログラムに関する一定の権限を与え、かつ、当該役員が独立した監督を行うことが可能になるような体制を整えることは、有用なものと思われます。

- (d) リスクの評価

コンプライアンスプログラムの制定にあたっては、各企業において、リスクを適切に把握することが必要となります。リスク算定の考慮要素としては、どの国におけるものか、どの事業分野におけるものか、政府関係者と接触する機会の程度、政府の規制の程度等が挙げられます。

これらをもとに、各企業において、適切にリスクを評価して、法律違反を防止する体制を整えることが必要となります。

- (e) 研修等の実施

当該コンプライアンスプログラムの実効性を高めるためには、当該プログラムの内容が、従業員や役員に周知されていることが重要となります。そして、周知させる方法の一つとして、定期的に、当該プログラムに関する研修等を行うことが重要です。

- (f) 適切な懲戒手続

コンプライアンスプログラムについては、役員から従業員まで、広く適切に実施することが求められ、違反行為については、適切な懲戒手続がとられることが重要です。

- (g) 第三者のデューデリジェンス

外国公務員に対する贈賄は、エージェントやコンサルタント等の第三者を通じて行われることも多いといわれています。そして、明確に第三者が贈賄行為を行うことを認識していた場合のみならず、その可能性が高いことを認識していた場合についても、FCPA違反となる可能性があることが指摘されています。そこで、これらを防止するために、これらの第三者に対するデューデリジェンスを実施することも有用とされています。

6 最後に

海外に現地法人を有する会社において、特に、海外の政府と取引がある企業においては、汚職行為を防止する体制を整えておくことが重要と思われます。上記のコンプライアンスプログラムに関する説明を参考に、社内体制の見直しの機会としていただければ幸いです。

なお、本項では、FCPAを取り上げましたが、外国公務員に対する贈賄については、不正競争防止法にも規定があり、また、域外適用のある法律として、英国贈賄防止法がありますので、これらもふまえて対策をとることも必要となります。





弁護士
山本 一貴
(やまもと・かずたか)

〈出身大学〉
早稲田大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2013年12月
最高裁判所司法研修所修了
(66期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所
宅地建物取引主任者試験合格

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務
会社法務、家事相続法務

最新判例紹介

認知症患者の加害行為に関する家族の責任（民法714条）

～名古屋高等裁判所平成26年4月24日判決～

弁護士 山本 一 貴

1 はじめに

民法714条は、責任無能力者を監督する法定の義務を負う者または監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は、監督義務を怠らなかつたとき、または監督義務を怠らなくても損害を生ずべきであったときであることを立証しない限り、責任無能力者が第三者に加えた損害について賠償責任を負うとされており(民法714条1項、2項)、被害者の保護・救済を図っている。

当該賠償責任を負う主体として、親権者や後見人、成年後見人などが代表的であるが、本判決は、①同居の高齢配偶者等の家族が民法714条の監督義務者に該当するか、②該当する場合にその監督義務違反の認定にあたって、責任無能力者の加害行為に対する、監督義務者の具体的预见可能性を要するののかという点につき判断したものである¹。

2 事案の概要

Xは、旅客鉄道会社であり、YはAの妻(当時85歳で要介護1であった。)、ZはAの長男であり、平成19年12月7日、AはXの運行する列車に衝突して死亡した。Aは、認知症の症状を有する91歳であり、要介護4であったが、依然YやZらによる在宅介護を継続していたところ、Aは事故当日一人で外出し、Xの列車と衝突した(以下「本件事故」という。)

Xは、Y、Zに対し本件事故により生じた列車遅延等の損害を求めたところ、第一審はAが責任無能力であるとして、Yには民法709条により、Zには民法714条2項を準用してXの請求を全て認容したが、Y及びZがそれぞれ監督義務者に該当しないこと、Aによる本件事故の预见可能性を欠くこと等を主張して控訴した。

3 裁判所の判断

① 配偶者の一方が精神障害により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「精神法」という。)上の精神障害者となった場合の他方配偶者は、精神法上の保護者制度の趣旨に照らしても、現に同居して生活している場合においては、夫婦としての協力扶助義務の履行が法的に期待できなとする特段の事情のない限りは、配偶者の同居義務および協力扶助義務に基づき、精神障害者となった配偶者に対する監督義務を負い、民法714条1項の監督義務者に該当する。

② 他方で、民法877条1項に基づく直系血族間の扶養義務は、夫婦間の同居義務、協力扶助義務とは異なり当然に法的引き取り扶養義務を意味するものではないため、714条1項の監督義務者とはできない。

③ 監督義務者の責任無能力者に対する監督義務を怠ったとの監督上の過失の有無は、責任無能力者が実際に行った加害行為に対する過失(当該加害行為の発生を予見できたのに予見せず、または、その発生を回避することができたのに、回避義務を尽くさなかつたこと)ではなく、責任無能力者に対する一般的な監督義務違反をもって足りるため、加害行為に具体的预见がなかつたからといって714条に基づく損害賠償責任を免れるものではない。なお、本件では、Aが外出する際に通る出入口にセンサーが設置されていたが、本件事故当時の電源が切られていたことが重視され、Yの一般的監督義務が十分ではなかつたという認定がなされている。

4 まとめ

本判決は、認知症の老人が他人に損害を与えた場合に、その家族が損害賠償責任を負うということを判示しており、社会的影響が大きい。精神障害による責任無能力者が第三者に危害を加えた場合に、その両親の監督義務者責任を判断した最高裁判決はあるが²、認知症患者による責任無能力者が第三者に危害を加えた場合について民法714条の責任を判断した先例はほとんどない。高齢化社会の進展が急激に進む日本社会において本件と同種の紛争が今後増加することは不可避であり、この点の問題を判断した点で本判決は意義がある。

本判決はYが民法752条の扶助義務者であり、かつ精神法20条の保護者であることから監督義務者として性質決定し、その厳格な責任を認めたものであるが、平成26年4月1日の精神法の改正により、保護者制度は削除されている。また、本判決によれば、YとしてはAの行動を把握するための出入口のセンサーを作動させ、Aの外出時にその生命身体の危険性が生じないようにAの行動を把握することが求められるが、行動予測が困難な認知症の老人の行動把握、及びAの加害による第三者の保護も行わなければいけないという義務までが、他方配偶者の扶助義務から基礎付けられるのかという点で疑問があり、異なる判断もあり得ると考えられる。

本判決は、両当事者が最高裁判所に上告しており、最高裁判所の判断が待たれるものであるが、社会的に影響が大きく、民法714条の解釈適用に関して判示したものであるからここに紹介する次第である。

1 その他同居の高齢配偶者の709条に基づく責任の成否や714条に基づく損害賠償についての過失相殺をする場合の考慮事由なども判断している。

2 最一昭和58年2月24日判時1076号58頁



弁護士
小林 章博
(こばやしあきひろ)

京都事務所だより19

思いのまま

弁護士 小林 章 博

弁護士という職業柄、日々、様々なご相談を頂きます。契約締結交渉でのアドバイスもあれば、深刻なトラブルのご相談もあります。ご相談案件すべてに個性がありますが、共通している点を挙げるとすれば、いずれも「相手がある」という点でしょう。「相手がある」以上、クライアントの皆様の「思いのまま」にすべてを実現するという事はなかなか難しいものですが、私も日々、最大限の知恵を絞ってアドバイスさせていただき、また時には代理人として交渉の場面に臨んでいます。



この事務所ニュースが届く頃、いよいよ京都は冷え込みが厳しくなります。そんな中にも来るべき春を期待させるような行事があります。学問の神様で有名な北野天満宮は祭神である菅原道真が梅の花を好んだとのことで、境内には素晴らしい梅林があり、梅に因んだ様々な行事があります。昨年北野天満宮で招福の御利益があるとされる縁起物の梅の枝が約60年ぶりに復活し、1月25日の初天神の日に授かれるという話を耳にし、初天神にお参りしました。

毎年恒例の初天神ですから、大変な参拝客です。神社の参道を歩くとうこうから梅の枝を手にした多くの人々が歩いて来られます。さてさて梅の枝はどこで授かれるのだろうか、と私も急ぎ境内に向かいました。楼門を過ぎるとそこには長蛇の列が...さすがにこの長蛇の列には驚きました。一瞬諦めて帰ろうかと思いましたが、いやいや招福の御利益にあやかるためにはこのぐらいの行列は並ばないと、思い直しの後方に並びました。



そして授かりました梅の枝。可愛い瓢箪がぶら下がっています。枝には「思いのまま」と記された短冊もぶら下がっていました。「願いが思いのままに叶いますように」という願いと、紅白の花を同じ枝に咲かせる梅の品種である「思いのまま」を掛けたものとのこと、なかなか気のきいた短冊ですね。「思いのまま」という梅の品種があることを、恥ずかしながら、この梅を授かるまで知りませんでした。日々是勉強です。

梅の枝を授かった際はまだ蕾でしたが、家に持ち帰り花瓶に挿して数日経つと、小さいながらも良い香りのする花が開きました。外は寒いながらも家の中には一足早く春がやってきたような雰囲気。梅の花もなかなか良いものです。



平成27年は元旦から招福の梅の枝が授かれるそうです。私も新年早々、招福の梅の枝を授かってこようと思います。平成27年もクライアントの皆様の実現にお役に立てることを願って。皆様本年もよろしくお願い申し上げます。



京都事務所へのアクセス

【所在地】〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
TEL (075)-257-7411 (代表) FAX (075)-257-7433

【交通】阪急京都線「烏丸」駅・地下鉄烏丸線「四条」駅下車 20番出口・21番出口直結

「運を呼び込む考え方」

1 運の強い人

私は、国税局に勤務していた時、有能な上司から組織運営の基本知識や人間関係のノウハウを教えてもらいました。尊敬できる上司は、優れた知識、能力に加えて不思議と運の強い人たちでした。私は現在、税理士業務のほかに、法人の監査役や理事をしていることから、いろいろな組織のトップの方にお会いしています。組織運営で成功している人は、その多くが運を呼び込む考え方を持っています。

2 運を呼び込む方法

(1) 運は信念から生まれる

成功している組織人は、自分には運があると思込んでいます。運がいいと自覚している人には、その思いどおりに運が寄ってきます。自己肯定の思考が、心の明るさと生命の輝きを放ち、人を通じて運を呼び込むというプロセスになっています。信念による自己暗示と潜在能力によるものです。

(2) 運はプラス思考から始まる

成長企業のオーナーは、プラス思考の持ち主で、運の強い人が多いものです。優良な成績の企業人は、楽天主義の明るい人で、物事を前向きに考え、目的に向かって積極的に行動します。プラス思考とともに並外れた行動力を身に付けています。一度決断したらリスクを覚悟で果敢に挑戦します。

(3) 運は努力する人に微笑む

官庁組織で出世している人は、努力を楽しむ人です。幸運を掴むにはそれなりの事前準備をしておく必要があります。運は予告なしにやってきます。突然やってくる幸運を逃がさないためにはハイレベルの能力を持っていることです。他人より優れた能力こそが運を引き寄せる磁石の働きをします。

(4) 運はピンチをチャンスに変える

発展している法人の経営者は、ピンチを喜ぶ考え方の持ち主です。ピンチの時こそチャンスと考える人には運を呼び込む力があります。危険を承知で挑戦する人は、たとえ失敗しても、そこから何かを学んで次に活かします。失敗を成功への道程と考えて、新しい方向に展開する切り替えの早い人です。

(5) 運は出会いによって開かれる

組織に属している人は、人事異動などによって、その人の一生を左右するキーマンに出会うことがあります。組織人として幸運の機会を逃がさないためには、人間関係を大切にしておくことです。人に好かれてこそ、援護してくれる人や個人の能力を認めて引き上げてくれる幸運に恵ま

中央総合会計事務所 税理士 岡山 栄雄

(元 南税務署長)

れるのです。

(6) 運は愚痴と嫉妬を好まない

優良企業のトップは、他人の成功を祝福する人です。他人の幸運を喜ぶ人には運が舞い込んできます。他人を引き下すと自分の値打ちまで下げます。愚痴や不満の多い人は、他人から敬遠されて運が逃げていきます。嫉妬や羨望が醜いのは、排他心というマイナスの考えから発生しているからです。

3 運が開ける生活

(1) 自分づくり

運を開くには自分づくりを心掛けることです。人は心掛け次第で明るい性格になり、他人の気持ちに対して配慮ができるようになります。自分に自信ができると、細かいことに拘らず、感情をコントロールすることができます。

人間は本来怠け者です。期限を設けて、一つのことに集中して努力することで大きな成果を上げることができます。「一芸は道に通ずる」のです。開運のためには専門知識を備えるほか、柔軟な応用力を身に付けておくことです。

(2) 健康づくり

私は、宇宙に関心のある友人と、宇宙の仕組みや人智を超えた創造主を話題にしています。宇宙のことを考えると、長期的で視野の広い考え方ができます。精神的に安定し、自分の悩みが小さく感じられストレスの解消になります。

何をするにも心身の健康が第一です。健康な人だけが運を開くことができます。精神が安定すると「心身相関の法則」によって体調に自信ができます。健康な人は、その自信がプラスの暗示となって勝運を呼び込むことになります。

(3) 人脈づくり

人脈づくりには、相手の立場に立った考え方と気配りが必要です。約3千軒ある北新地の飲食店で繁盛している店には一つの特徴があります。それは食べ物売っているのではなく、客目線による気配りやおもてなしを売っている店です。

運を呼び込むためには、日頃から有力な人脈を作っておくことです。運が開ける人は「類は友を呼ぶ」として、常に好ましい人間関係を保っています。人との出会いを大切にすることによって、その人の運命は大きく開かれます。

4 運を呼び込む人

運を呼び込んで社会的に成功している人には共通点があります。強運の持ち主は、何事にも前向きで、勢いがあり、周囲の人に幸せ感を与えます。また、深度ある専門知識と並外れた処理能力を備えているほか、人間として幅があり、他人のことを思いやることができます。加えて、拘りの少ない明朗闊達な性格と精神的な余裕による魅力的な人柄から、多くの人々に好感を持たれています。

裁判エッセイ 52 ● 司法の信頼——豊田商事破産事件メモ その2——

弁護士 川口 富男

(オブカウンセル) (元 高松高等裁判所長官)

裁判エッセイ41(封緘命令と豊田商事破産事件)で、私が裁判長として関与した豊田商事破産事件の裁判事務について書きましたが、今回はその続編です。

この事件は、多数の高齢者から多額の金員をだまし取ったという本質がありますから、その被害をその人々が元気なうちに、早く、厚く回復することが望まれます。

それで破産の申立を受けてすぐ、この種事件の処理で留意すべきことを押さえておこうと思い、熊本でのねずみ講の破産事件の経過を調べました。当時すでに十数年経過しているのに手続が終結していない原因を知りたいと思ったのです。すると、熊本の事件なのに破産管財人として東京の弁護士を選任していたこと、管財人が提起した重要な訴訟が決着しないため破産手続が進められないことなどが原因と分かりました。

破産事件の処理は管財人が中心ですから、管財人に人を得る必要があります。大阪には適任の弁護士は多数おられますが、この事件の場合は、処理困難で、事務量が極端に多いと見込まれましたから、短時日の処理のためには、この事件に専念していただくざるをえません。処理には最低に見積もっても3年は必要だろうが、それを限度としなければなりません。それはまた専念できる限度でもあります。解決方法として訴訟に頼ると、3年で最高裁までの結論が出るとは考えにくい。裁判所が主宰する破産手続なのに訴訟を避けるというのも矛盾ですが、なるべく避けることにしました。ですから管財人は訴訟外の交渉で解決する力のある人であることが望ましいことになりました。

◇ ◇ ◇

中坊公平弁護士はその3月まで大阪弁護士会会長をしておられ、その間は事務所の事件から離れておられたはずで、7月の今ならこの事件に専念頂けるのではないかと見込み、適任と判断し打診したところ、受任に難色を示されました。この間のことは、中坊弁護士がいろいろな機会に話され、文章にもしておられるのですが(最新のものと「豊田商事事件とは何だったか」朝日新聞社)、それらによると「私は『会長の問事件から離れていたが、その間顧問先や依頼者に迷惑をかけているから、むしろ今は事務所の事件に戻ることが強く要請されている』と言って受任に難色を示したのだが、就任を依頼された当初から川口裁判長が『この事件の処理には司法の信頼がかかっているから、引き受けてほしい』と言っておられたことが心打ち『なるほどそういうことか』と合点し、一転受任を承諾した」という経過になります。事柄の性質上面談記録はありませんから、記録に基づく言い方ができませんが、私は次のような考えでこの事件を担当していましたから、「司法の信頼」に重点をおいて話をしたことは間違いがないところです。

◇ ◇ ◇

「司法の信頼」とは、またなんと大袈裟な物言いをしたものだと言われそうですが、その発言の背景は以下のようなことで、説得の技術として言ったものではありません。

裁判で何が大切かと言うと、正しいことです。「公開の法廷」での審理とか、裁判には理由を付けるなど「正しさ」を指向する手続が規定されていますが、手続に従ったことが裁判の正しさを証明するものではありません。現に裁判が上訴審で取消され

ることのあることがそのことを物語っています。「正しいことの証明」をする第三者委員会や鑑定機関が存在するはずありません。そうした機関の意見が正しいという保証がないではないかという疑問が生じますし、そもそもそういう機関の存在を前提としなければならない「司法」は、すでに司法ではないのです。もとより武力、財力、権力等を背景として司法の正しさを押しつけるなどということは論外です。もともと裁判所はこういう背景とは無縁の存在です。ではなぜ「裁判が正しい」と言えるのかですが、それは国民が司法を信頼しているという前提を置いて、国民が信頼する司法が手続に則ってした裁判だから、国民として正しいと受け止めて差し支えないということになるのです。つまり、司法の存在価値の根源は、司法に対する国民の信頼にあるのです。

ではそういう信頼をどのようにして獲得するのかですが、それは、事件がどんなに小さくても簡単でも、どんなに大きくても複雑でも、常に裁判所が、手抜きもせず、逃げもしないで、事件に応じて早く、公正誠実に、正しいと自らが信じ、国民等の外部からも正しいと見える裁判をし続けることの繰り返し以外にありません。

つまり裁判所に係属する事件の処理は、すべて「司法の信頼」と無関係ではなく、どんな事件でも、手続に従って真摯に、公正に処理しなければなりません。そうしてこそ国民の信頼を獲得し、維持できることとなります。また過去の司法担当者がそういう努力を続けてきたからこそ、今の司法の信頼があるといえるのです。

豊田商事破産事件もそうした多数の事件の一つです。それだけではありません。この事件は全国規模にわたる大きさと複雑さを持っていて、やり方を間違えると、取捨のつかない混乱を招きかねません。裁判手続が混乱してしまうと自体が司法の信頼を破壊します。また、裁判というものは裁判の結果を宣言するだけで終了するもので、結果の実現はまた別の手続に委ねられますが、破産事件ではその手続内で結果(当然のことですがよい結果)をも実現しなければならず、特にこの事件ではスピードが強く要請されるのです。つまり「よい結果を早く」なのです。

◇ ◇ ◇

この事件の場合は、集められた現金のかかなりの部分が集められた段階で経費や歩合給で費消されていましたし、投資等の対象となった企業は一筋縄ではいかない集団ばかりと見込まれました。配当名目で一部は被害者に還元されてもいまだから、財団形成は極端に困難と見込まれました。事件の困難性からして管財人は中坊弁護士の外に、鬼迫明夫弁護士、児玉憲夫弁護士にもお願いしました。交渉に焦点を絞らざるをえない状況で、このトリオがそれぞれの得意場面を発揮することが期待されました。

三管財人は、事件に専念、活躍され、ほぼ3年で約25%の配当を実現されました。財団形成が極端に困難と見込まれた事件ですから、この数値は驚異的と言ってよく、管財人の活躍のすばらしさを物語っています。

「司法の信頼」の見地からも歓迎すべき結果であることは言うまでもありません。

1 序

今回は、財源規制に違反する自己株式取得の法的問題を検討し、次回は、自己株式の最後として、自己株式の処分について検討します。

会社法は、株主との合意による有償の自己株式の取得は、剰余金配当と同様の、分配可能額の範囲内において、会社が株主に会社財産を分配するペイ・アウトであるとして、同一の財源規制と責任規制を設け(会社461条、462条、465条)、財源規制違反の自己株式の取得と剰余金の配当に重い刑罰を科しています(会社963条5項)。

2 株主の金銭支払義務

(1) 違法配当の場合 財源規制に違反する剰余金配当を違法配当といいます。会社法462条1項は、違法配当を受け取った株主に対して、配当金額に相当する金銭の支払義務を課しています。違法配当決議は内容が違法な無効の決議であり、株主は、受け取った配当を不当利得として会社に返還しなければなりません。現物配当にも配慮して、責任関係を画一的簡明に処理するため、不当利得法の特則として特別の責任規定が設けられたのです。

なお、「交付を受けた金銭等の帳簿価額に相当する金銭の支払義務」とされているのは、現物配当に配慮したものです。

(2) 自己株式取得の場合 財源規制に違反する自己株式の取得についても同様の責任規制が適用されますが、株主が支払義務を履行したとき、会社は、原状回復として、自己株式を株主に返還しなければなりません。この両者は同時履行の関係となるため、会社が自己株式を処分して株主に交付する自己株式を有しないとき、株主は支払義務の履行を拒むことができるのか、会社は処分対価相当額を返還することでよいのか等の問題が生じます。会社法は、この合理的解決のために、462条1項の規定を設けたのです。

(イ) 有効説 財源規制に違反した自己株式もあえて有効としつつ、資本充実のための特別の法定責任として会社法462条1項の金銭支払義務が定められたのであり、支払義務を履行した株主との利害調整は民法422条の類推適用によると解する立場があります。同様の財源規制が設けられている取得請求権付株式と取得条項付株式の財源規制違反の取得には特別の責任規定は設けられていないため、原則通り自己株式の

取得は無効となり、不当利得法により処理されます。この反対解釈としても有効説が合理的であると主張されています。

(ロ) 無効説 会社が自己株式を有している場合(これが通常の場合でしょう)、無効説(不当利得的処理)が簡明であり、金銭配当の場合の説明と整合的です。取得請求権付株式等との相違については、取得請求権付株式等は、事後的に当該株式を取得することを前提に制度設計されており、通常、償還基金等が積み立てられているため、資本充実の観点からあえて特別の責任規制は必要ないと考えられたと説明することができます。

有効説からは、なぜ、資本充実のため特別規定が設けられたのかについて、説得力ある説明をすることが困難なように思われます。有効説は、無効説による解釈上の困難を克服する形式的な「構成」として唱えられているにすぎないからです。しかし、会社法462条1項の規定の趣旨を勘案した弾力的解釈を通して、(財源規制違反の現物配当の場合も含めて)有効説の場合と同様の結論を導くことは、十分可能です。敢えて無理な法的構成を採用する必要はありません。

3 取締役の金銭支払義務

違法配当や違法な自己株式取得に関係した取締役は、株主と同様の支払義務が課せられます。この責任は、株主の責任を担保するための法定責任であり、立証責任の転換された過失責任です(会社462条2項)。

4 解釈の基本

法解釈は、価値判断に基づいて実質的妥当な結論を導くための理論構成であり、形式論理を振り回す解釈は避けるべきです。また、できるだけ常識的な法的構成が採用されるべきです。同じ問題が、改正会社法213条の2の仮装払込人の払込金額の支払義務の場合にも生じますが(仮装払込対象株式は失権するかどうか)、これについては改正会社法の解説に譲ります。

なお、会社計算規則159条—161条は、法律関係を明確にするため、会社法462条1項の責任を負うべき「関係取締役」を定めていますが、詳しくよく分かりません。会社法において、明確性も重要ですが、分かりやすさと個別事情に応じたきめ細かな解釈により実質的妥当性を確保することもまた重要です。改正会社法においても、複雑な定義規定や実体規制が多く設けられました。困ったことだと感じています。

●所属弁護士等

弁護士 中務 嗣治郎	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二	弁護士 加藤 幸江	弁護士 村野 讓二	弁護士 安保 智勇	弁護士 中光 弘
弁護士 中務 正裕	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博	弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 藤井 康弘
弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 金澤浩志 <small>(金澤浩志)</small>	弁護士 吉田 伸哉	弁護士 平山浩一郎	弁護士 古川 純平	弁護士 松本久美子
弁護士 稲田 行祐	弁護士 山田 晃久	弁護士 柿平 宏明	弁護士 赤崎 雄作	弁護士 角野 佑子	弁護士 太田 浩之	弁護士 中村 健三
弁護士 大平 修司	弁護士 鍛冶 雄一	弁護士 下西 祥平	弁護士 高橋 瑛輝	弁護士 岩城 方臣	弁護士 大澤 武史	弁護士 本行 克哉
弁護士 佐々木裕介	弁護士 山本 一貴	弁護士 西中 宇紘	弁護士 大口 敬	弁護士 浜田 将裕	弁護士 アダム・ニューハウス <small>(オリアフォルニア州弁護士)</small>	弁護士 マイケル・カミレリ <small>(ニューヨーク州弁護士)</small>
弁護士 川口 富男 <small>(オブカウンセル)</small>	弁護士 森本 滋 <small>(オブカウンセル)</small>	客員弁護士 吉岡 伸一	客員弁護士 岡村 旦	法務部長 寺本 栄	法務部長 角口 猛	法務部長 野草 弘嗣